

研究紀要

第36号

令和5年3月

巻頭のことば

松重 充浩 1

【論文】

三木露風となか夫人

近藤 健史 3

— 詩人露風を支えた愛妻モニカ —

【論文】

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の
指導方法と課題

古賀 徹 1

成年後見制度における任意後見契約の効用と濫用の分水嶺

根本 晋一 15

— 東京家庭裁判所家事第1部令和3年12月20日審判

(令和3年(家)83209号後見等開始請求事件 判例集等未登載 控訴)を素材として—

【研究ノート】

Probing the narrative of Molly Bloom in *Ulysses* (1922)

猪野 恵也 37

— As a first step towards researching a device of its narratology —

巻頭のことば

日本大学通信教育部長 松 重 充 浩

日本大学通信教育部『研究紀要』第三六号が発行の運びとなりました。この研究紀要は、法学部、文学部、経済学部、商学部の通信教育課程から構成され学際的な特徴を持っている通信教育部の所属教員による研究成果発表の場として毎年一回発行しています。通信教育部教員の研究成果を広く社会に還元することは、高等教育機関、生涯教育機関として現代社会の知的要請に応えていくという社会的使命を担う通信教育部にとって、重要な責務であることは言うまでもありません。

今回は、論文三編と研究ノート一編が掲載されており、文学部関係では古賀徹教授、猪野恵也准教授、近藤健史研究員、法学部関係では根本晋一准教授の玉稿が掲載されております。これらの通信教育部の教員による、学際的な職場で鍛えられた問題意識の下で追究された論文は、幅広い社会の要求に応えていく上で貴重な示唆を与えてくれるものとなっているはずです。

通信教育部の教員は、夏期スクーリング、夜間スクーリング、地方スクーリングなどの多様な授業形態の中で活動しているため、長期間の休暇利用が難しいなどの厳しい研究環境の中で日々研鑽を重ねております。その制約の中で、この度、研究成果を発表されました先生方に敬意を表するとともに、今後も通信教育部の教員がより多くの充実した研究成果があげられることを祈念致します次第です。最後に、研究紀要の編集作業にご尽力頂きました関係各位に御礼を申し上げまして巻頭のことばとさせて頂きます。

三木露風となか夫人

―詩人露風を支えた愛妻モニカ―

近 藤 健 史

はじめに

三木露風（一八八九年―一九六四年）は、明治末期から大正期において近代日本を代表する詩人として北原白秋とともに「白露時代」を築いた。露風は、東京で生活と戦い、芸術に苦悶しながら創作につとめた。その詩人露風を身近にいて支えたのは、なか夫人である。

しかし、これまで露風の夫人に関してはほとんど論じられず、洗礼名の「モニカ」の名で短歌・俳句・詩などの作品を残していることも知られていなかった。

そこで本稿は、なか夫人に関する未公開の新資料を基に、詩人露風を文学的に支えた「愛妻モニカ」とその作品について初めて明らかにする。

一 なか夫人の生涯

なか夫人は、旧姓栗山なか、明治二三（一八九〇）年六月二九日生まれ、第四女で末っ子である。露風は、明治二二（一八八九）年六月二三日生まれであり、二人は一歳違いである。

結婚のいきさつについて、露風の書き残したものはない。昭和四九（一九七四）年に三木家に養子に入った三木豊晴は、露風の結婚は挫折を感じていた時期と述べている。^{（注1）}

露風は若い頃、失恋と詩作活動に対し挫折感を味合う時期があり、その時に母仲と知合い結婚しました。献身的に露風に尽くす事で露風は甦る訳ですが…。

また二人の出会いに関しては、露風の出身地兵庫県龍野に近い、若狭野（現相生市）生まれの小説家水守亀之助が随筆に記している。^{（注2）} 水守は、龍野中学生の露風と知り合い、明治三九（一九〇六）年に上京、大正八（一九一九）年に新潮社に入社して編集者生活の傍ら作家活動に入り、露風がトラピスト修道院に赴任する前の大正七、八年頃まで親しく交流していた。

露風は、淀橋十二社の宿で知り合った婦人と結婚して以来、この糟糠の妻を守り通し、修道院へ行つた時も夫婦連れであつた。その點は幸福だったといへよう。

露風となかは大正二（一九一三）年一月三日婚約、翌三年一月に結婚した。大正九（一九二〇）年五月、露風が北海道トラピスト修道院講師として赴任し夫婦で教師館に住む。大正一一（一九二二）

年四月一六日に夫婦で洗礼を受け、なか夫人はモニカ、露風はパウロという洗礼名である。大正一三（一九二四）年六月三〇日トラピスト修道院を辞して上京、昭和三（一九二八）年七月北多摩郡三鷹村牟礼（現三鷹市牟礼）に新居を構え永住する。露風は昭和三九（一九六四）二月二九日逝去、なか夫人は昭和四九（一九七四）年四月一九日逝去、八五歳で生涯を終えた。

二 夫としての露風を支えた夫人

（一）大きな子供を育てる夫人

露風の第三期門下生である詩人安部宙之介は、なか夫人が語った結婚生活について次のように伝えている。^{（注3）}

相手が詩人では苦勞するからと夫人の親戚が反対するので結婚がのびていたが、母上だけは承知していた。（中略）露風は池袋時代に床屋へ行きしらくも（白癪）をうつされ、それが顔まで広がりひどい目にあつた。それからは床屋に行くことが恐ろしくなり家でなか夫人が鋏で刈つた。慣れないので虎狩りになる。（中略）露風は自分では剃刀も爪切りも使えないので夫人に頼つたようだ。

また、家森長治郎は、夫人から夫としての露風について聞き伝えている。^{（注4）}

露風は夫としては零でした。妻を養おうという考えが無いのですから。普通の方だったら三日ともたないでしょう。（中略）

もし自分が逃げ出してしまったなら、露風は干乾しになるだろうと思うと、不憫でならなかった。二人の間に子供がなかったから（露風が原因）、いっそ、大きな子供を育てていると思つたならば、或は露風に仕えてゆけるだろうと思つて、それからは心のもち方を変えた。

子供のような露風の性格とは、どのような性格だったのか。若い頃から露風と交友関係にあった水守亀之助は、露風の性格について「どうにもやりきれない性格」であり、それゆえにカトリック信仰の道へと進んだのではないかと述べている。^{（注5）}

何しろ、あのわがままで怒りっぽくて、傲岸な露風のお守り役を務めて來た夫人の多年の苦勞は察するに餘りある。（中略）自尊心が強くて自信満々ながら、いつも對人関係では對抗意識が熾んだから、イラ／＼してゐるやうな弱さがあつた。さうした、どうにもやりきれない性格が、一層「神」の觀念に向はせたのかも知れない。

その我慢できない性格のためか、若かりし頃は、龍野中学、閑谷覺、早稲田大学、慶応大学などを中退している。

（二）経済に無頓着な露風を支える夫人

栗山家の親戚が「相手が詩人では苦勞する」と危惧をいだいたのは、露風の性格だけではない。それは、経済に無頓着な露風を支える夫人の苦勞でもあつた。

結婚当初の経済状況は、収入が少ない夫婦が住むには贅沢な住ま

いであり、来客も多く困窮していた。大正三（一九一四）年一月に結婚して最初に住んだ池袋の家は、六畳、四畳半、二畳、二畳で、廻り縁、植木が沢山ある広い庭、門もある贅沢な家であった。家賃は、六円である。安部宙之介によると、その頃は『文章世界』の詩の選考料五円、『新天地』（漢文の本の付録雑誌）の詩選考料二円、合計七円の定収入しかなかった。大正七（一九一八）十一月に引越した雑司ヶ谷亀原の家にしても、元齒科医のもので二階家の洋館、八畳、六畳、台所で家賃十円と高額であった。^(注6)

また結婚の前年の大正二（一九一三）年秋に「未来社」を結成し、月一回の例会を自宅で開催、翌三年に雑誌『未来』を刊行するなど、北原白秋と詩壇を二分していた頃でもあり来客が絶えず出費が多かった。池袋時代は、柳澤健や前田鉄之介など若い人が毎日、たまに西条八十、北原白秋、若山牧水が訪れたという。大正七年五月の日記には、病気の弟勉に肝油ドロップス二罐を送ろうと思ったが、お金がないので露風の縫わずにあった大島一枚を夫人に持たせて買^(注7)い求めたとある。雑司ヶ谷の家でもまた、来客が多く山田耕作や斎藤佳三が訪れた。

家森長治郎によると露風は、経済的に困窮していたにもかかわらず、毎朝牛乳を飲み、新聞は二種類も取っていた。生活費の不足を補うために夫人は持っていた着物を売り、夜の二時頃まで針仕事を^(注8)して生計を支えたという。きちんと勤めることなど性に合わない、経済に無頓着だった露風が原因で、夫人は経済的な苦労の連続であった。

(3) つつましく家政を上手にして支えた夫人

トラピスト修道院講師時代は月給七十円と収入が増加したが、露

風はよく旅をすることから経済的には決して裕福とは言えない生活であった。

ある日、露風が感冒から肺炎を併発して修道院の教師館で病床に臥せていた。そこに『函館毎日新聞』の記者が、函館の童謡童話劇会の指導と講演の依頼に訪れた。露風となか夫人は、初対面の記者に対し温かく接してくれたと記事にあり、夫人の人柄がうかがえる。^(注9)

取次に出られた白いエプロン姿の奥さんが快よく応接間へ通して呉れた。（中略）要事も済むので病人に長居は失礼だと思つて帰らうとした処、要意をしたから昼御飯を食べて行くと奨められたのでたつて辞退するのも礼儀でないと思つたから同行の加藤氏と共に別室の簡易な食堂に入つて三木氏と奥さんの心からの歓待を受けた。（中略）奥様の御親切から出帆時間の来た事を知つた…。

夫婦が暮らす教師館は、修道院の坂下にあり「小じんまりとした真四角な青いペンキ塗りの洋館と、日本建ての家と一緒にあった家の、小さな柵のような門を押して入ると、玄関に鶯が籠の中から客を迎へ顔に啼く。その西洋館の方に露風氏は夫人と住んでいる。室内には畳が敷かれ壁の上に錦絵なども掛かっている。」^(注10)。その「山奥の小学校の分教場でも思わせるような洋風の建物」の間取りは、「玄関二畳を挟んで右手に六畳と、その後ろに四畳半があり、左手に八畳とその後ろに六畳二間が並んでいた。台所、風呂場などは玄関の奥にあった。夫婦二人の住居としては広過ぎる位だった。」^(注11)ようである。

修道院を辞して上京後の経済状況は、大正一三（一九二四）年六月末に修道院を去るときに知人から二百円を借りて帰京、翌年から数冊の著書を出版し印税が入るなど好転する。また昭和三（一九二八）年、なか夫人の遠縁関係にある板橋家から土地を譲ってもらい、北多摩郡三鷹村牟礼に家を新築、隣に貸家三軒を建て家賃による定収入を計る。後には文学全集や童謡「赤とんぼ」などの印税が入るようになるが、金銭に対して無頓着であったことは一生を通じてのことで、夫人は苦勞したようである。

なか夫人は長い間、つましく家政を上手にやっていた。三木豊晴は、その三鷹時代の生活を伝えている。^(注12)

同世代の北原白秋・山田耕筰と違い露風は生活とか身の周りには無頓着なようでした。また派手さを嫌い自然のままの生活を好んでいたようです。衣服も仲が用意したものを着て、出されたものを食べて、電化製品も最低限の物しかありませんでした。何よりも詩作活動に没頭し周りが見えていない生活の中で、母仲は苦勞をしてきたようです。

露風の日記によると、三鷹時代の夫人は質素な中でも小林夫人、杉沼夫人、岡崎夫人と時折お茶会や買い物に出かけ、趣味は「菊の花」という生活を楽しんでいた。

三 詩人露風を文学的に支えた夫人

(1) 雑誌『未来』の詩の選り分けを手伝う夫人
大正二（一九一七）年秋に、露風を中心に「未来社」が結成され、

翌三年二月に雑誌『未来』を創刊した。内容は詩や評論、音楽関係である。その一ヶ月前に結婚したなか夫人は、新婚早々から自宅を訪れる「未来社」の同人たちの対応に追われることになる。

雑誌『未来』の発行は、中断の時期もあり大別して①大正三年二月及び六月、②大正四年一月及び二月、③大正六年一月～九月及び十一月の三期に分けられる。

なか夫人は、この第三期目の雑誌『未来』の編集を手伝っている。露風が長期の旅に出かけたため、夫人は同人の若手たちと雑誌『未来』の編集や詩の選り分けをした。その時の苦勞を「八幡太郎ノート」に日記的に記していて、未公開のまま三鷹市に所蔵されていた。^(注13)「ノート」には「七月十八日」とあるだけで記載年はないが、

内容から露風のトラピスト修道院訪問の第二回目、大正六（一九一七）年七月（八月帰京）と推定される。雑誌『未来』八月号の編集であろう。この奥付によると発行者は「三木操」、発行所は「未来社」、住所は露風の自宅「東京市外池袋四七五」、「社友の詩稿は露風がこれを撰抜す。メ切は毎月十二日」とある。

日記の記載は、原稿締め切り日後の七月十八日、十九日、廿日だけであり、八月六日印刷納本、九日発行を控えた編集作業の状況や夫人の苦悩がつづられている。なか夫人に関する貴重な資料であり、直筆「ノート」を翻刻して全文を載せることにした。

七月十八日

主人が発行してもう八日になる、前年ゆかれた時は、非常に一日が永い様に思へたが、こんどは日の過ぎるのが早い様に思われる。午後には梶守が来たけれど、むかいが来てかへった。

今、未来の原稿をあれこれと頁を儘（拵力）らへて居るけれど思ふ様にはかどらない、自分には詩をい、かわるいか見わけける事はとてもむづかしいが、それでも手さぐりをする様な眼で其の内からより出した　そして八人程みわけた時草間の原稿になった　いくら見て居ても見るほど解らなくそして頭が痛くなる　もう日は暮れかけて居る　其時気まぐれの郵便やが来た　それに主人から原稿が来たそれで少し気づよくなった気がした。空腹を感じてきたので食事しようとおもったがなにもするげんきわない、ある物ですませた　大へん疲れた様に思った　夜の梶守が来た辻町の方へ散歩に行くと言ふから電氣の玉を買って来る様にたのんだ　なんだか今日はわびしい日でそしてせきにんのあるだが其の為に快してげんきは出なかった。

三嶋章道来た日

十九日

今日も晴れ朝早くたゝみを拭いたり家を掃除した　井戸が二三日前からこはれてまだ直らない向の井戸へもらいに行くので随分水を大切につかう水の少ない程不自由の事はないと思つた　そしてトラピストの事を想つて居た　梶守が朝から来て呉れた　そして十一時頃まで居たので大分出来上つた　午後に藤森が来た其の内に濱野と北村が来た三人は何かと話し合つて居た　北村は詩集の批評新聞なぞ見てゐた。　濱野に灰野さんの家へ原稿をもらいに行く事を頼んだ。　夜は水が不自由ながらも行水をつかつた。そこへ斎藤が来た　それで

餘録を書くことにした　そして明朝灰野さんの家へ原稿をもらいに行くと言ふことを約束した　そしていなやを社の方へ明日午前に電話を掛けることにした。

七月廿日

今日は原稿が集ると思つて色々朝の内から用意して居た　今日も梶守が来て呉れた梶守の居る内斎藤のところへ電話を掛にいった　灰野さんの原稿が出来ないので又あてがくるつた。梶守の家からむかいが来た　それで目次や廣告を書くに來ると言つて歸つた、すると直きに女中が手紙を持つて來た　家に歸へりましたら父が小言を云いまして當分外に出さぬと　それで色々仕事のこつて居ますからこの者にお渡し下さいとの意味であつた　だけど女中には自分は渡さなかつた　梶守にとっては気がかりではあるをけれど　又自分も困るけれど　志かられたと言ふ事が可愛さうであつたから　濱野がやつと午後に来た　まだ灰野さんの原稿も明朝まで待つて呉れと言ふし加藤さんも昼時でなければ出来ないと言ふし、本當に困つて志まつた、なにもかもゆき違ひになる様でかなしくなつて來た。

留守にした露風に代わつて雑誌の編集をした夫人は、難解な詩のため頭が痛くなり、責任を感じつつ何もする元気がなくなつた。あげくに井戸は壊れてもらい水をする状況の中で、頼りの梶守は父親に外出を禁じられ、さらに二人分の原稿が遅れるなどの三日間、「なにもかもゆき違ひになる様でかなしくなつて來た」のであつた。

この日記に見える名は、未来社同人の若い詩人である草間省、梶守事麿、齋藤正雄、濱野英二、北村初雄、藤森秀夫、原稿の遅れた灰野庄平（劇作家）、加藤精一（新劇・俳優）である。来訪者としての三嶋章道（小説家・劇作家）は、三嶋通陽の筆名であり大正五年に学習院高等科を中退し、この頃は同人誌「三光」などを創刊し創作活動をしていた。三鷹市所蔵の露風直筆ノート『読書餘録 個人別社友名簿』には、「北村初雄 横浜市南太田二二九」、「加藤精一 麴町区九丁目十四番地」、「市外千駄ヶ谷七百六十二 三光會 三島通陽」と記載されている。

一九日に「北村は詩集の批評新聞なぞ見ていた」とあるのは、七月一〇日に露風の序文付で刊行された北村初雄の処女詩集『吾歳と春』（未来社）の批評であろう。

（2）露風と世の作者のために著作権を守る夫人

なか夫人は、知人からの手紙により露風作品の無断使用のことを知った。それに対する夫人の返信（手紙の下書き）が、未公開のまま三鷹市に所蔵されている。これは、なか夫人の著作権に関する考えを知る貴重な資料であることから翻刻して全文を掲載する。

御手紙を難有拝見いたしました。本年はことにお寒いやうに思はれます。こちらは昨朝小雪が積っておりましてこの家からはよい眺めで御座いました。さてお手紙によりますと今度日活で三木の作詞「ふるさと」を映畫にするさうですが其事に付いては初耳です、御手紙の内に藤原氏とやら大方藤原義江ではないかと思はれます。藤原氏は以前も三木の詩をレ

コードに吹き込み莫大なる謝禮を取り洋行までした人ですが作歌者たる三木に対しては何んの挨拶もなく當時三木が立腹して居りましたが、今後、映畫になる事は誠に喜ばしき事ですと言葉あつてこそそれが映畫にもなるわけですから作者に対して御挨拶のあるのは當然のことにてもし無断にて封切するときは抗義を申込むと申して居ります。

藤原氏とかいふ方が係りのやうに御手紙にあります。しかし結果は会社にあるのです、それで封切までに会社の方から何とか御挨拶があつて皆円満である事を望みますのです。いつ頃までに映畫が出来上がるのでせうか 恐れ入りますがお知らせくださるやう願ひ上げます（前にもある事ですし今後三木一人の為でなく世の作者の為にも）

なか夫人は、知人の手紙により日活で露風の作詩「ふるさと」を映画にすることを知った。その映画は、昭和五（一九三〇）年三月一四日公開、浅草オペラのスター藤原義江主演の「ふるさと」（日活、溝口健二監督）である。藤原氏は以前も三木の詩をレコードに吹き込んだが、何の挨拶もなかったので当時露風は立腹していた。そのレコードは、昭和三（一九二八）年二月発売「ふるさと」（ビクター、斎藤佳三作曲）と思われる。

露風は、今度も無断で封切となつたときは抗議するといふしかし、なか夫人は、事を荒立てずに円満解決を望む。映画化することは喜ばしいことであり、主演の藤原義江の責任というより会社からの挨拶があつて皆円満に解決することを望んでいた。また著作権問題を露風個人のためだけでなく、世間の作者の問題として考えてい

たのである。

手紙が書かれた年月は不明であるが、映画が昭和五年三月に封切であることから昭和四年末から五年初めの事であろう。なか夫人は、映画に対する理解とともに作品の著作権のことまで気を配っていたことがうかがえる資料である。

(3) モニカと呼ばれた夫人

なか夫人は、大正一一（一九二二）年に受洗して洗礼名をモニカ、露風はパウロという。露風は、夫人を日常では仲子と呼んだ。また、トラピスト修道院を辞してから著書に夫人に対し「愛妻モニカ」、自身は「ポーロ」と署名して贈っている。その署名文と著書を年代順に示すと次のようになる。^{（注15）}

①「二人の作った此著を喜を以て我が妻のモニカに贈る

一九二五年八月十二日 羅風三木ポーロ」『修道院雑筆』（大正一四年八月一二日、新潮社）

②「我が最愛の三木モニカに贈る 一九二六年一月十五日 三木ポーロ」『修道院生活』（大正一五年一月一四日、新潮社）

③「すず蘭も黄菊も紅き姫百合も、なれに似たりと思ふ此夏 愛妻三木モニカ様におくる 一九二六年六月 羅風三木ポーロ」

『修道院詩集 信仰の曙』（大正一一年六月二五日、新潮社）

④「愛する我妻の三木モニカに贈る 汝と共に在りて作りし此歌集を心から贈る 一九二六年六月」『トラピスト歌集』（大正一五年六月一五日、アルス）

⑤「愛する我妻の三木モニカに贈る 一九二六年七月二十四日 ポーロ三木操」『神への道』（大正一五年七月二十日、イデア

書院）

⑥「我が愛する妻のモニカに贈る 一九二六年十月十六日 ポーロ

露風」『童謡集 お日さま』（大正一五年一〇月一〇日、アルス）

⑦「我が愛妻の三木道子に贈る 大正十五年十一月二十三日 露風」『三木露風詩集 第一巻』（大正一五年一月一六日、第一書房）

⑧「我が愛する妻の三木モニカに贈る 昭和一年十二月 三木ポーロ」『詩歌の道』（大正一四年七月一五日、アルス）

⑨「我が愛する妻の三木モニカに贈る 昭和二年二月十日 三木ポーロ」『童謡集 真珠島』（大正一〇年二月一八日、アルス）

⑩「天父と閑古鳥 我が愛する三木露風の妻のモニカに贈る」『一九二六年五月三十日 青森県三本木にて 三木 操』（平成三年発見、和紙の巻紙に墨書き、長詩篇「天父と閑古鳥」、詩「妻に」）

露風は、大正一四年から昭和二年の間に刊行した九冊の著書に愛妻モニカと署名して夫人に贈っている。そこには「二人で作った此の著を喜を以て」や「汝と共に在りて作りし此歌集」と感謝を示し、露風を支えてくれた夫人を「鈴蘭・黄菊・紅い姫百合」に似ると詠む。露風は、大正一四（一九二五）五月二七日作の詩「鈴蘭」（三鷹市所蔵『カトリックの精神（創作ノート）』で、鈴蘭を「愛らし鈴蘭よ 野にすわつてゐる幼い子供のやうな 白い花の鈴蘭よ」と表現している。鈴蘭は、ヨーロッパでは古くから聖母マリアの花とされていて「謙虚」「純潔」などの花言葉である。「愛妻モニカ」を象徴する花であろう。

なか夫人は、露風が「モニカに贈る」と記した著書と書簡を大切

に保管していたのである。

四 モニカの文学作品

なか夫人が作品を残していたことは、ほとんど知られていない。本来の文学的才能か、新婚早々から「未来社」の同人たちに接し、雑誌『未来』の編集の手伝いや詩人露風に身近に接しての素養なのか、いずれにせよ作品は意外と多い。その短歌、俳句、詩は、公表されることなく露風の直筆『ノート』や『手帳』に記されたままであった。「モニカ」は、大正一一（一九二二）年四月一六日から「洗礼名であるが、夫人の作品のほとんどに筆名として「モニカ」を用いている。露風は「ポーロ・パウロ」とある。

（一）夫婦による唱和歌・短連歌

夫人は、和歌を露風と合作して完成させる、いわゆる短連歌の形式で歌を作っている。それは、相互に創作と鑑賞を即興的にする機知に富む文芸、ことば遊びでもある。その直筆の歌を翻刻した。

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| ① 閑古鳥啼けばこたふる山彦の
いと静なる初夏の森 | ポーロ |
| ② 八重櫻咲き初めにけり | モニカ |
| 夕暮の我家の庭の薄ら明りに | ポーロ |
| ③ 静なる雨の音聞く初夏の
若葉の園を思ひたりけり | モニカ |
| ④ 垂れ込めてあれば淋しくなりにけり
雨続く日は鳥も啼かずに | ポーロ
モニカ |
| ⑤ 青海に波立ち騒ぐ風の日は | モニカ |

白帆の影の波にまがえり

- ⑥ 六月の星あまたなる北國に

烏賊釣り舟の見え初めにけり

- ⑦ 夏の夜の御空に月の照り映えて

都の空のうつくしきかな

- ⑧ 雨降りて色増す青の我が庭よ

風も交じりし水無月のくれ

- ⑨ 梅花にもかよへる香を焚きにけり

春雨の降る夜の静けさ

- ⑩ 春浅き籬の内の猫やなぎ

ふる雪にしも白くなりけり

- ⑪ 垂れこめてけふ一日は暮れにけり

しづかに雨の降る音のして

- ⑫ 白菊と黄菊と生けし秋の日に

かをり床しき室の明るさ

- ⑬ 秋の夜のともしのもとに衣を縫ふ

日毎く／＼に冬の来ぬれば

- ⑭ 春のきたるを告ぐるにかあらむ

師走なる都の町に小鳥啼き

①②③④は、霞城館所蔵『16 NOTE BOOK』所収で大正一一（一九二二）年四月から大正一三（一九二四）年六月末までのトラピスト修道院時代の作である。⑤⑥⑦は三鷹市所蔵の『ノート 短歌日本カトリック教徒大会詠』にあり、大正一三（一九二四）年の作と思われる。⑧は三鷹市所蔵の『ポケットサイズ手帳』所収。⑨

⑩⑪⑫⑬は霞城館所蔵、ノート『緑星』（三木モニカ）所収、帰京した大正一三（一九二四）年七月の戸塚時代から昭和二（一九二七）年秋頃までの作。⑭は三鷹市所蔵『大正十三年新文章日記』（新潮社）の「十二月三十日」所収、昭和二八（一九五三）年～昭和三二（一九五七）年頃の作である。

連歌は、五・七・五／七・七と七七／五・七・五の形式があり、①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬は前者、⑭は後者の形式、②は五七／五七七形式である。

①は、ポーロが閑古鳥の啼き声がこだますると詠んだのに対し、モニカは「閑古鳥」の名の由来から鳴き声が人を呼ぶような寂しげに響くのは人里離れた静かな初夏の森と応じた。②は八重桜が咲きはじめると詠んだのに対し、ポーロは大景から小景（夕暮↓家↓庭↓八重桜）と焦点を絞る。少し「咲き初め」に対してかすかな「薄ら明り」と応えたか。桜はまだ「薄い」（まばらである）意の面白さもあるか。③は、モニカの「雨」、季語「初夏」から、ポーロは夏の季語「若葉雨」を発想、「雨の音」（聴覚）と「若葉」（視覚）を対比させる。④は、ポーロが「垂れ込めて」と「淋しく」と詠んだのに対し、モニカは「垂れ込めて」を家の中に閉じこもって外に出ないでいるの意と、雨雲が低く垂れているの意を掛詞的にして「雨続く日」と応え、「鳥も啼かず」静かなのでと応え「淋しくなり」に寄り添う。

⑤は「波」という語を共有させ「青」と「白」、「騒ぐ」と「まがえり」（紛える）、「風」と「帆」を対応させる。モニカの「波」が立ち騒ぐ「風の日は」と詠んだのに対し、ポーロは「風」を受ける「白帆」も騒ぐと思いきや、帆（白）の「影」（黒）が「波」に入り

乱れるという発想の面白さがある。⑥は、モニカが天上の「星」が多く見えると詠んだことに対し、ポーロは夜空に光る星を夜の海に浮かぶ「烏賊釣り船」の「灯り」と展開させ、六月から長く続く漁期のはじまりであると詠む。おそらくトラピスト修道院から臨んだ津軽海峡の景であろう。⑦は、パウロが夏の夜空の月が輝き照らすと詠んだのに対し、モニカは一般的に夜涼を誘う季語「夏の月」に對して「都の空」（蒸し暑さ）と詠んだか。

⑧の「羅風」は大正一三年五月から大正一五年八月まで使用した。創作年は不明であるが、六月の雨により生命力が増す庭を詠む。直筆『手帳』には庭の「緑」を生命力の象徴「青」に書き換えた跡がある。モニカは、羅風の「雨降りて」に対し「風も」と応じ、その季節は「水無月」（水の月）と詠む。六月の異名「青水無月」の「青」は青葉の茂る時を意味する。モニカの「水無月」は羅風の「青」からの発想か。

⑨は、羅風が梅花にも漂う香を焚いたと詠んだのに対し、モニカは細やかに降り続く春雨の静けさゆえと詠む。また「かよふ」を入り交じるや似かよふの意とするとその香は春雨により梅花が咲き漂う香と応じたか。⑩は「道子」と「羅風」とある珍しい例である。春を告げる猫やなぎの銀白色の毛に被われた花穂は、春がまだ浅いので降る雪で「白く」なったのだと応じる。⑪は、モニカが家に閉じこもって日が暮れると詠んだのに対し、露風は「垂れこめる」のは雨雲がおおっているせいで家の中に籠っている、「雨の音」だけがする静かな一日と寄り添う。⑫は、秋の日に白と黄の菊を活けたと詠んだのに対し、その香が室に漂い明るくなったと応える。「床しき」は「床敷き」と「ゆかしい」（気品・情緒があつておくゆか

しく、心惹かれる」の意もあるか。⑬は、秋の夜長に灯りの下で縫物をする」と詠んだのに対し、それは間もなく訪れる冬のためと応える。「ともし」には、「乏しい・不足」の意味も含むか。

⑭は、露風が春を告げるのはあるだろうか」と詠んだのに応えて、一般的には「春告鳥」の「鶯」であるが、モニカは「春」（二月）より少し前の「師走」（十二月）、それも都に啼く「小鳥」であると詠む。この歌は日記の「十二月三十日」欄に記載されている。

この他にも露風の『ノート』や『手帳』には、露風の作と共に「モニカ」と署名された作品が多数ある。その特徴は、短歌のほとんどが露風と創作の場を共有していることである。なか夫人の文学的素養を示す貴重な未公開資料であることから、次に各資料から抽出して年代順・掲載順に翻刻して掲載する。数が多いため、作品を理解する簡単な参考を付すだけにして鑑賞などは省略した。（直筆のノートや草稿の判読不可能の部分は□で示した）

（２）『トラビスト歌集』（大正一五年）の草稿にある作品

（霞城館所蔵『16 NOTE BOOK』所収、大正一三年・

一九二四年春から夏にかけての作が多い）

①何の樹か孤着て過す北の春

モニカ

②枯葉の小径をゆけばうらうらと春まだあさき松風の音

モニカ

③眺むれば春あさき野に羊らのはるか向ふに群れあそぶ

モニカ

④小春日の杉の並木の道ゆけばうづたかく積む木の香ぞ高き

モニカ

⑤日だまりに草の實ひろふ雀哉

モニカ

⑥春雨や煙れる中に小鳥なく

モニカ

⑦春雨の霑たちこもる丘の上夕の鐘のなりゆらぐなり

モニカ

⑧春雨やすることもなく日は暮る

モニカ

⑨牧場の朧月夜や水だまり

モニカ

⑩雨霽れて雫の落つる一しきり朧月夜の風のまにまに

モニカ

⑪風やみていと静かなる雨なれど潮騒の音高くきこゆる

モニカ

⑫鶯の谷わたり聞く晝眞晝

モニカ

⑬春雨に鶯を聴く湯槽かな

モニカ

⑭春雨の霽れし雲間の紅き空小鳥の啼ける夕の一時

モニカ

⑮浅茅生の池の水の面に日は照りて鶯なけり初夏の日に

モニカ

⑯街道の馬啼く声春暮る

モ二カ

⑰初夏の雨霽れにけり鳥啼く山の麓は静に暮れて

モ二カ

⑱初夏の雨は静にふりそゝぎ林鹿の家は早暮れにけり

モ二カ

⑲櫻咲く向ふの海は青くして舟の通るを□がらに見る

モ二カ

⑳月の夜は更くるも知らで語りなど歌語りなど山の一つ家

モ二カ

㉑櫻咲く家を訪ねて来りけり引戸の音のなつかしきかな

モ二カ

㉒北國の麓の風は荒くして雨にまぢりて強く吹き打つ

モ二カ

㉓北國の春を吹く風強くして夕の鐘のとぎれゝに

モ二カ

㉔春雨の靄立ち罩めて深々と麓の家に潮の遠なり

モ二カ

㉕春雨や鶯の声うるみたり

モ二カ

㉖年毎に訪れ来る鳥の數山家の春は樂しかりけり

モ二カ

㉗北海に春の来るは遅くして月の光を吹く風白し

モ二カ

㉘我家の櫻の花は盛りたり月は静に上る夜櫻

モ二カ

㉙大空に月は静に上りたりボブラはゆらぎ風の音して

モ二カ

㉚そよそよと風は吹き来る笹の葉に月はさやかに光たりけり

モ二カ

㉛葭切の啼きそめにけり初夏の我家の前の澤のほとりに

モ二カ

㉜青葉にまぢりて咲けるたんぼゝの黄なるはうれし路のほとりに

モ二カ

㉝山裾の梨の畑は花盛り森の梢に閑古鳥鳴く

モ二カ

㉞雨霽れて雲まばらなる野の末の森の彼方にほととぎす啼く

モ二カ

㉟雨霽れて霞立ち行く麓には鳥かぎりなく鳴き初めにけり

モ二カ

㊱花園の花に静に置く露の雨霽れの時を保ちけるかな

モ二カ

㊲若葉みな光りたりけり初夏の谷に來たれば水の音して

モ二カ

㊳山裾の梨の畑に雨降りて山路を急ぐ横降りに降る

モ二カ

㊴青草に光り輝く初夏の日は山陰に沈まむとする

モ二カ

④ 風の日に波のまに／＼行く舟のそのなりはひを思ひやらるる

モ二カ

(3) 大正一三(一九二四)年五月一五日付け書簡にある作品

(霞城館所蔵『ノート24 日記及び書簡』所収)

① 枯葉の小径をゆけばうらうらと春まだあさき松風の音

モ二カ

② 年毎に訪れ来る鳥の藪山家の春は樂しかりけり

モ二カ

(六月末にトラピスト修道院を辞して上京することを伝える露風から五十嵐力宛の書簡控の中、露風の「近詠」三首の後にある)

(4) 大正一三(一九二四)年頃の作品

(三鷹市所蔵『ノート 短歌日本カトリック教徒大会詠』所収、表紙に一九二四年一〇月一九日日曜日作と記載)

① 靄の夜は淋しかりけり初夏の風にまぢりて波の音聞く

モ二カ

② 遠山に霞たなびく初夏の聲この牧場に牛は啼きたり

モ二カ

③ 初夏の谷の若葉は深々と繁みの中より水の音聞く

モ二カ

④ うら／＼と日は輝きて若葉する林の中を鳥は飛びゆく

モ二カ

⑤ 青葉にまぢりたりけり蒲公英の白き綿毛はとびもやらずに

モ二カ

⑥ 青空は澄渡りたり輝きて葭切の啼く真晝なるかも

モ二カ

⑦ 山の靄は晴れ行きにけり青空に夏雲白くのがくが見ゆる

モ二カ

⑧ 松風の聲にまぢりて波の音聞くは樂しき松の林に

モ二カ

⑨ 「温泉宿にて」

夕暮の障子の外に湯の音を聞きつゝ友と語る樂しさ

モ二カ

北國の温泉宿の庭に咲くりんこの花は美しくあり

モ二カ

⑩ 新緑の朝の蝦夷富士雲晴れて六月半ば雪は残れり

モ二カ

⑪ 阿蘭陀の運河に似たる小樽港下駄穿ける人釣りしてゐたり

モ二カ

(右の歌の直前に露風作「小樽公園にて立てる木を詠める」一首がある。露風は大正一三年六月末にトラピスト修道院を辞して帰京する。同年六月一二日付、母の再婚相手・義父碧川企救男宛手紙控えに、帰京前に小樽に住む碧川家を夫婦で訪れるとある)

⑫ 初夏の小樽の町に雨降りて若葉うるほふ汽車の音して

モ二カ

⑬ 大沼の若葉の森に靄かゝり朝の旅路は心地よきかも

モ二カ

⑭山と山連なる麓家まばら明け行く朝に煙立つ見ゆ

モニカ

⑮いざよひの月の光は照りわたり海邊の波はしづかなりけり

モニカ

⑯緑葉を立ちつらねたる坂路を聖體行列上りゆくなり

モニカ

(右の歌の直前に露風作「一九二四年六月朝トラピスト修道院の聖體行列に参加して」一首がある)

⑰聖歌うたふ行列のゆく青葉路香爐の煙ゆらざたりけり

モニカ

⑱空青く若葉はすべて光なり真晝の中に風はそよぎて

モニカ

⑲北國の星の夜空は美しく天の川とはそこと知らる、

モニカ

⑳夕暮れの青葉の先に来てた、く水鶏の音を日毎にそ聞く

モニカ

㉑東京の家と家とは重なりて狭き空にも恵みありけり

モニカ

㉒狭庭にも夏は楽しき夕かな

モニカ

㉓「日本カトリック教徒大会詠 於東京関口天主教教会

一九二四年十月十九日曜作」

はるぐと見はるかす野にたたなはる雲の中良に富士の山見る

モニカ

武蔵野の野菜畑の連なりて富士の高ねを木の蔭に見ゆ

モニカ

武蔵野の秋の並木をなつかしむ梢の蔭に百舌(鵲)の啼く声

モニカ

(5) 大正二四(一九二五)年八月二四日の作品

①「三木モニカの作／一九二五年八月廿四日信濃安代温泉にて」
(三鷹市所蔵『ポケットサイズ手帳』所収)

車中にて

山百合や名も知らぬ花咲きてあり信濃の旅の山麓に

千曲川橋をわたりて見たせば稲田霞みて山のつらなる

車中にて

朝ぼらけ霞む山々つらなりて稲田も青く見えそめにけり

信濃なる山路をれば秋草の千々にみだれて咲てありけり

②「信濃安代温泉にて、一九二五年八月廿四日」

(霞城館所蔵、三木モニカ『緑星』所収、「山間歸途」)

夏の夜に稲田のほとりわがゆけば水の音にまちり虫の聲する

山裾に灯はともりたり路ゆけば風のそよぎに稲の香のして

みそはぎの赤く咲きたり水の邊にうつるも涼し湯の宿の街

(夫婦で長野県信濃安代温泉に出かけた時の歌。露風は、日記に八月廿四日午前七時十分すぎに豊野駅に着し、安代温泉

に至り山崎屋に宿る。紀行文「信濃の旅」を書く。夕暮モニ

カと共に散歩し、夕の空が美しく宵の明るさが甚だ美しく、

又櫛形の月が鮮やかにでていたと記している。露風は「湯の

宿に霞みて見ゆる夏の山そよぐかぜ吹きて鳥の飛びゆく」を

詠む)

(6) 大正一五(一九二六)年二月八日の作品

(霞城館所蔵『ノート 一九二五』所収)

「土筆 モニカ作」

葉はたけ越えて

向うの岡に、

春まちがほに

木の芽が萌えて、

土筆生へた、生へた、

袴をはいて、

どこに行くのか、

立ちならぶ

こゝは日だまり、

雨ふりあげく、

ふとつた土筆が、

立ちならぶ

一九二六年二月八日

(7) 昭和二(一九五三)年頃の商品

(三鷹市所蔵『ノート 短歌・童謡・日記』所収)

①武蔵野のとき彼方の松並木空は霞みて風のそよ吹く

三木モニカ

②花吹雪人の小袖にふりかかる小金井堤雲雀鳴くかも

モニカ作

③武蔵野の並木の原に蓬摘む空に雲雀の声をききつつ

モニカ

(8) 昭和三二(一九五七)七月の商品

(三鷹市所蔵『大正十三年 新文章日記』「七月二十七日日

曜日」欄)

「昭和三十二年七月の日記 三木露風」

夕焼の光洩れくる椎の木の茂みの中に蜩の啼く

モニカ

(右の歌の前に、露風作「今日は主日なれば安息日の歌を作る」
一首がある)

(9) 創作年代不明の商品

(霞城館所蔵『ノート 6』所収)

「春 三木モニカ作」

葦、蒲公英、紫雲英、

畑には菜の花咲出した。

春の野路は楽しいな。

風もそよそよあたたかい。

若葉が萌ゆる梢には、

小鳥も来て鳴く、歌ひます。

日はうらうらと照中を、

私は行かう野の果てに。

空と青葉、地平線、

春の日ざしのうらうらと、

輝く晝の静けさに、

すべては憩ふ、若くして。

(10) モニカと署名はないが「花更紗便箋」に書かれた作品

(前掲、なか夫人が「ふるさとの」映画化について書いた

便箋の表紙「花更紗 於巴里 虹児作」にピタリと収まる

落谷虹児の「花更紗」便箋に書かれ、筆跡も似るので掲載
する。三鷹市所蔵、鉛筆書き一枚)

「十三夜」

郊外の我家のほとり

今宵十三夜の月

黄ばみたる稲田の上に

昇りたり

新道に荷車の

帰る音まばらに

空と野に響く

ばん秋の野は

ふかぐくとくれて

その中に鈴虫と

こほろぎのかそけき声

見える野一面に
静、月の光とともに

(挿絵画家の落谷虹児は大正一四年・一九二五年～昭和四年・一九二九年までフランスに留学。パリ風のモダンな画風の挿絵、女性の後ろ姿入り便箋表紙は、借金返済のため帰国し心ならずも挿絵画家生活に戻った頃の作。詩は「郊外の我が家」とあり、昭和三年・一九二八年三鷹村牟礼に移住した昭和初期の作か)

五 なか夫人の『八幡太郎ノート』所収作品

(作品にモニカと署名はないが、三鷹市所蔵『八幡太郎ノート』に所収。前掲、なか夫人の雑誌『未来』編集状況の日記に続いて書かれている作品であること、筆跡の類似から参考作品として記載する)

①詩「多そがれ」

多そがれ

野はふくらかに高く

やわらかき空のさかいに

日は野面の蔭におち

風ふく

路のべの花は

葉と葉とのうらに

ふるへつゝ落^おつる音

我れあゆめば

音おこりて

ゆくものの中にこだます

②詩 無題

月よ

我が愛する初秋の月

白きまばらなる雲の間より

白く光ゆく雲光り動きて

野は一面に

草は灰白く流れの如く路なりに

生いふしたり

高き木しくき木皆しげみ

光は白く葉の上にさゝなみの様に

夢見つゝ蟬のはね音

茂みの中に落ちつくらし

ア、白き月よ我は聞く

我が心の内に我が愛する月よ

③詩「五月」

五月

薄月はかたむきたり

何物の音もなく

こゝ一面に水気立ち

よわき蛙の鈍きこゑのみ

竹林は重たげに頸振る

くろき蔭よりこゑおこり

けだ物のうめきが如く

寂寞は月に綯をなす

其志つまりの中

我とその蔭とは働く。

④短歌七首

菜の花にきてはくるへるてふなれどにはいみだれてこころかなしむ

知りそめし君がみこゝろ思ふときおさな心になみだこぼるゝ

おとをとの再後の別れおしまれて今あたらしくふるき名をよぶ

庭に咲くおしろい花の夕咲きをせめて再後の真心の花

つめたきに再後の疲れなれと我れ手をとればよろこびて

死す

梨の實をむくもせわしくおとをとに再後の食と思ふも悲し

おとをとの口にぬらせしふで志づくかはく時なくとわにかいらじ

⑤短歌「思い出の種」

春なれば種まかんとておしろいの少なき多ねに思い出お、しこのたねが花である時おとおとに永久の別れを思ふも悲し

（露風の弟の勉は、支那の新聞社に勤めていて病氣にかかり引き揚げてきて、大正七年・一九一八年八月中旬に上京して露風宅で療養したが看病の甲斐なく病状が進み九月一六日死去。門司にいる勉からの手紙で、病氣の容体が思わしくないとため上京して露風を頼りたいと言ってきた時、露風がどうしようかと夫人に相談したところ、来させなさいと勧めたという。勉の死に関しては、露風の直筆草稿「弟の死・去年のことども」（三鷹市所蔵）、「我弟の死」『国民文学』大正八年二月号がある。また、その頃の状況は霞城館所蔵「Pocket Diary TAIISHO VII」の日記に記されている。右の④⑤の歌は全集などにも未所収である）

⑥詩「大根洗い場にて」

大根洗い場にて

ペレアス

あぜ道はしるペレアス

蛙は水の中にとびこむ

ペレアスのぞけば

くろいあたまは向の岸へ

あぜ道はしるペレアス

にほう葉たねのうつるのも

なんでペレアス知るものぞ

音なくくるう二ツのてふ

てふの心を

なんでペレアス知るものぞ

ペレアスのぞけば

犬の心にてふ／＼のかけ

吹けば葉たねのにはいのみ

参考、露風作、童詩「ペレアス」

『お日さま』所収、大正一五年一〇月、アルス

「ペレアス」

ペレアス

ペレアス

ペレアスよ。

白い子犬のペレアスよ。

ペレアスが、はしれば、

草が、にほふ、

木が、にほふ、

クローバの白い花も、にほふ。

羊が、出てゐる野の、
白い雲も、出てゐる野の、
赤い小家、
ペレアスの小家。

ペレアス、
はしれよ、ペレアス。
風が、そよそよ、
雲が浮く三月。

『三木露風全集 第三卷』補遺（九九九頁）の日記に、大正初期の三月二三日、生まれて一年未満の「仔犬じみた」犬のペレアスが病気になったことがある。フランス象徴派の影響を受けた詩人、劇作家のメーテルリンクに象徴劇「ペレアスとメリザンド」、一八九三年初演がある。それを台本としたドビュッシーの同名戯曲五幕ものオペラもある。日本語訳は、大正一二年『近代劇体系第一〇巻』小林竜雄がある。「ペレアス」は、アーサー王物語に登場する円卓の騎士「ペレアス卿」から名づけたか）

⑦詩 無題

今日も暮れはて
空に高く星はまばらに
その光は我が心をいたくすいすが如く

我が心なみだくましくしばたゝく

星のまばたき と我が心の悲みの中に
がんのむれなきわたる

ア、がん我が悲みの上になきたもれ
我が友のかいなをとりたもれ

がんは知ろうか知るまいか
みやまかくれてないてゆく

春が来たからかへるのか
まことやがんのむれの内

春はくれどもあだ花の
すたれてのこる我が心

こくこくとしらむみねの上

⑧詩「みこころに祈る」

みこころに祈る

今日も我が心をおびやかす

天より来たるか地よりはきたるか

我が心の上をおびやかすそがすがた

ア、すくいたまへ君が大いなる手を持つて我が心の上を

ねがわくば君がとぎされしとびらの内へ

我がつかれたる心をねむらせたまへ

今日も来ては君がみたまのおんまへに

花の香を持ち美しくしき言葉もて

そがすがたのたゝずむ時

我が心はおびへおのゝく

ねがはくば君がとぎされしとびらの内へ
小さき我がたましいをねむらせたまへと

今日も来ては我が心をおびやかす

⑨ 詩「我おさなければ」

我おさなければ

我がおさな子を

君知りなば

今もおさなく

君がみむねに

生いふすものを

君いづこにおはせしや

我おさなくて

君を思へば

君また我を思ふや

今もおさなく

生いふすものを

我れ今、思ふ

⑩ 詩「朝」

朝

青葉をゆらく朝風よ

空のカーテンに

露にぬれた若葉に

ぬくもれた肌をかすめてゆく

青葉の下には

たった一つの姫百合が

うつむきがちに思はれげに

ゆらく風よ

朝のなさけの露のしむ

花びらの甘き匂ひのかはかぬ間に

ゆらく風よ

したへのセツプンのかはかぬ間に

朝の風のきよくあれ

すべての上に。

⑪ 詩「雑司ヶ谷墓地にて」

雑司ヶ谷墓地にて

みどり葉にもゆるが如き落日の

きらめきそよぐ夕風

葉づれの音も静なり

墓の下には亡き人の

なさけのかよう今もなほ

一つ、一つに

只ちんもくの墓

なんとなく夕風の肌寒く
葉の道を歩む時

夕日のかゝる二人りの顔
葉のゆらぐまに／＼

（大正一二年九月末、雑司ヶ谷墓地に三木家の墓を建て父節次郎と弟勉の遺骨を埋葬する。三鷹市所蔵『大正十三年新文章日記』には、昭和二八年九月一六日の弟の命日に墓参りに出かけたこと、昭和三年の「三木勉命日」に詠んだ露風作「蕭やかに雨は降りたり墓参り了へて帰りし宵のひととき」の歌がある）

⑫詩 無題

うぐいすの玉子よ
忘れてゐったおや鳥は
都の空で啼いてゐよう

西にや真赤な日が落ちる
このまゝかけすに置いたなら
ふくろーが来てのぞきます

赤いばらのつぼみの中へ
入れておきましょうこの玉子
ばらの花の匂ふとき
知ってる者は百合ばかり

⑬詩 無題

谷間の草は生いしげり
その中につめたい白い花二ツ三ツ
草の根をふむ音
つかれた足を草に置き

青空に雲もなく
高き木の繁みのかげ
煙草の煙り草にほふ
ふっとかすめて

青葉に
すべりこむ 音もなく。

⑭詩「満月」

満月
芒の上のお月様
今日は十五夜お月様

芒うごけばかげうごく、
「かげや唐祿人
ふまいてみしやれ」
あるくかげには鬼が来る
鬼はかけだしふまねばならぬ
「影やとーろく人

ふまいてみしやれ」

柿の木下にこゑがする

今日は十五夜お月様

白い光にこゑがする。

おわりに

なか夫人は、露風を経済的、文学的に支えた。また短歌・俳句・詩も作っていた。夫人は、何故にこれほどまで露風を支えたのか。水守亀之助が露風と初めて会ったのは、露風が中学二年、一六、七歳であった。水守は、その頃の露風について、次のように回想している。^(注16)

負けん氣で、鼻っ柱が強くて、傲岸不遜とさへ見える彼のやうな早熟の天才兒は、どこへ行ったところで、人事關係がスムーズに行くわけはないのであった。寛容にしてよく己れを容れてくれる先輩か、唯々諾々としてくつついて来る友達か、弟子のやうな後輩かでなければ交りはつづかなかつただらう。それでなくてさへ、どうかすると自分の方から反撥してしまふ。いはゆる狷介弧峭とでもいふのであらうが、その癖、人なつつこいさびしがり屋でもあった。

露風と生涯を共にしたなか夫人は、水守の言う先輩・友達・後輩の要素を合わせ持った人柄であったのだろう。露風に対して広い心を持ち受け容れ、はいはいと何事にも逆らわずに従い、師に従って

教えを受ける内弟子のようであったといえる。夫婦で短連歌形式の歌を作り楽しみ、また露風の直筆「ノート」や「手帳」に記されている夫人の作品に、露風が手を入れた痕跡も見受けられることから文学の面でも弟子のような夫人であったと思われる。

なか夫人は、露風のかたくなに自分の意志を守り人と和合しない、人懐っこいが寂しがり屋の性格について、幼少期における両親の離婚に原因があると理解し、「大きな子供を育てる」という思いで接したのであらう。なか夫人の母のような愛情は、深層までに達していた露風の幼少期の傷を癒してくれたことだろう。露風は修道院時代に「妻と共に語りてあればいつしかに此世の憂を忘れはてけり」と妻への想いを詠む。^(注17) また夫人は「やむ我をなくさめんと鈴蘭を夫は生けたり枕辺の甕」と詠んでいる。^(注18) 結婚当初に別れることも考えた夫人は、わがままいっぱいの露風を深く愛し、気難しい詩人露風を生涯支えたのである。

なお、なか夫人の作品については、霞城館所蔵ノート『緑星』の作品と合わせて完成とするものであり、別稿を用意している。

謝辞

本研究は、令和二年度科研費（J P 2 0 K 0 0 2 9 7）の助成を受けた「三木露風の未公開資料の公開・整理及び基礎的研究」における成果の一部です。記して感謝申し上げます。また本稿を草するにあたり、貴重な資料の閲覧にご協力くださった東京都三鷹市役所スポーツと文化部芸術文化課並びに兵庫県たつの市の公益財団法人童謡の里龍野文化振興財団「霞城館」に感謝

申し上げます。

注

- 1 三木豊晴「養父母 三木露風と仲」『国文学解釈と鑑賞 特集 三木露風の世界』第六八巻二一〇三年十一月、六六頁
- 2 水守亀之助「三木露風 今昔物語」『続 わが文壇紀行』一九五四年、朝日新聞社、一五〇頁
- 3 安部宙之介「露風の生活」『続・三木露風研究』一九八三年、復刻版、日本図書センター、六六―六七頁
- 4 家森長治郎「三木露風となか夫人」『日本近代文学館』第二号、一九七四年十一月一日、八頁
- 5 注2に同じ、一五〇頁
- 6 注3に同じ
- 7 霞城館所蔵『Pocket Diary TAISHO VII』大正七年五月二十日の日記
- 8 注4に同じ
- 9 「詩人三木氏が／童謡の講演／文化運動には大賛成／修道院で氏と会見」『函館毎日新聞』第三面、大正一一年四月二二日付
- 10 霞城館所蔵、直筆『ノート3』、『文章倶楽部』大正一一年一月に掲載とある。
- 11 安部宙之介「トラピスト修道院の露風」『続・三木露風研究』一九八三年、復刻版、日本図書センター、四七頁・五三頁
- 12 注1に同じ
- 13 三鷹市所蔵、『八幡太郎ノート』
- 14 三鷹市所蔵、手紙の下書き、落谷虹児「花更紗」表紙、便箋二

枚鉛筆書き

- 15 家森長治郎「三木露風未発表の長詩篇『天父と閑古鳥』について―翻刻、三木露風『天父と閑古鳥』『妻に』―」『研究と教育』第一六巻、一九九四年三月、一三頁
- 16 注2に同じ、一四二頁
- 17 霞城館所蔵『NOTE BOOK』
- 18 霞城館所蔵『緑星』

参考文献

- 『未来』大正六年・一九一七年八月号、九月号、未来社
- 水守亀之助『続 わが文壇紀行』一九五四年、朝日新聞社
- 『三木露風全集』全三巻、一九七二年―一九七四年、三木露風全集刊行会
- 安部宙之介『三木露風研究』一九八三年、復刻、日本図書センター
- 安部宙之介『続・三木露風研究』一九八三年、復刻、日本図書センター
- 伊藤整『日本文壇史10 新文学の群生期』一九九六年、講談社
- 森田実歳『三木露風研究―象徴と宗教―』一九九九年、明治書院
- 家森長治郎『若き日の三木露風』二〇〇〇年、和泉書院
- 『国文学解釈と鑑賞 特集三木露風の世界』二〇〇三年十一月号、至文堂
- 和田典子「三木露風が『赤い鳥』童謡欄の選者を断った理由」『児童文学研究』第三九号、二〇〇六年十二月
- 和田典子「三木露風研究 新資料草稿『弟の死』をめぐって」『近畿医療福祉大学紀要』第一〇巻一号、二〇〇九年六月

日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項

平成29年 9月13日制定
平成30年 4月 1日施行
令和 2年 9月 23日改正

日本大学通信教育部は、所属する専任教職員等の研究成果を発表することを目的として、日本大学通信教育部『研究紀要』(以下「紀要」という)を刊行する。紀要を編集・刊行するために必要な事項を以下に規定する。

1 投稿資格

- ① 日本大学通信教育部に在職する者(非常勤講師を含む)。ただし、非常勤講師が第一著者として投稿する場合は、本通信教育部の専任教職員の推薦を得ること。
- ② その他、編集委員長が適当と認めた者

2 投稿原稿

未刊行のもの。他の学会誌などに投稿していないものに限る。他所での口頭発表をベースにしている場合は、その旨論文に記載する。

3 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、次のいずれかとする。

- ① 査読付論文〔Research Articles (refereed)〕
- ② 自由投稿論文〔Research Articles〕
- ③ 研究ノート〔Research Notes〕
- ④ 資料〔Materials〕
- ⑤ 翻訳〔Translations〕
- ⑥ 報告〔Reports〕
- ⑦ 書評〔Reviews〕
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

4 執筆要領

別に定める。

5 投稿申請期間及び投稿先

- ① 投稿原稿は、期限を設けず、随時受け付ける。ただし、査読付論文については、原則として、10月末日を提出締切日とする。また、同一投稿者による投稿は、原則として当該年度で2回に限る。
- ② 投稿先は、研究事務課及び編集委員とする。

6 査読付論文に対する審査

- ① 原稿の受付
受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。

② 原稿に対する審査

原稿の審査は、別に定める。

③ 掲載の可否

掲載の可否は、編集委員会が査読結果報告に基づき、決定する。条件付で掲載を可とする場合には、査読者から必要な修正が指示されるので、投稿者は、定められた改訂期限内に編集委員会へ改訂原稿を送付しなければならない。その際、改訂箇所を明示したリストを同封すること。なお、改訂原稿についても同一の査読者が再査読を行うものとし、改訂原稿受付後、掲載の可否を原則として1か月以内に投稿者へ再通知する。

④ 投稿原稿の種類の変更

査読判定で投稿原稿に対する種類の変更を求められた場合は、編集委員会と執筆者で協議し、決定する。

⑤ 投稿辞退

条件付で掲載が可となった場合には、投稿者は、投稿を辞退することができる。この場合、投稿者は、その旨を通知後2週間以内に、文書にて編集委員会へ連絡しなければならない。

⑥ 査読付論文の受理

編集委員会が、掲載を可と決定した日を受理日とする。

⑦ WEBサイトへの掲載

受理された原稿は、原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

7 査読付論文以外の原稿に対する審査

① 受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。投稿原稿は、編集委員会が審査の上、掲載の可否を決定し、投稿者に連絡する。連絡を受けた投稿者は、その日から原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

② 編集委員は、投稿者に対し修正を求めることができる。

8 編集

通信教育部研究所運営委員会を編集委員会とし、日本大学通信教育部長を編集委員長とする。編集委員長は、編集委員会委員の中より当該年度刊行に主として携わる主たる編集委員を複数人指名する。

9 掲載順

掲載順は次のとおりとする。

① 原稿の種類による順番

(1) 査読付論文：人文科学系

(2) 査読付論文：社会科学系

- (3) 査読付論文：欧文（日本語以外）
- (4) 自由投稿論文：人文科学系
- (5) 自由投稿論文：社会科学系
- (6) 自由投稿論文：欧文（日本語以外）
- (7) 研究ノート：人文科学系
- (8) 研究ノート：社会科学系
- (9) 研究ノート：欧文（日本語以外）
- (10) 上記（１）から（９）以外は、その都度、編集委員会が決定する。

② 資格による順番

- (1) 専任教員の資格順（教授，准教授，専任講師，助教等）
- (2) 兼任教員の資格順（教授，准教授，専任講師，助教等）
- (3) 非常勤講師（本務校がある場合は、本務校の資格順
同資格の場合、又は、本務校がない場合は、氏名の五十音順）
- (4) （１）～（３）に当てはまらない場合は、その都度、編集委員会が決定する。

10 刊行期日

原則として、年１回、毎年３月末日に刊行する。なお、冊子に収録される原稿は、当該年度１月末日までに完成した原稿を対象とする。

11 著作権

投稿者は、採用原稿における著作権のうち、複製権，翻訳・翻案権，公衆送信・伝達権について、日本大学通信教育部に帰属し、学内外に公開することを了承する。

12 公開・配布

日本大学通信教育部WEBサイトにおける公開に加え、冊子での配布を行う。

13 別刷り部数

発刊に伴う別刷りは、１論文につき５０部までは、日本大学通信教育部が執筆者に配布する。５１部以上については、執筆者の個人負担とする。

14 掲載の取り消し

掲載後、著作権の侵害，捏造，改ざん，剽窃，盗用又は二重投稿等の不正が判明した場合は、掲載取り消し等の措置をとることができる。

15 発行者

紀要の発行者は、日本大学通信教育部長とする。

16 英文表記

紀要の英文表記は、JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION, NIHON UNIVERSITY とする。

附 則

この要項は、令和２年９月２３日から施行する。

日本大学通信教育部『研究紀要』執筆要領

(令和2年9月23日担当会議改正)

「日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項」に基づき、『研究紀要』に投稿する原稿は、以下の要領によって執筆するものとする。

1 原稿の執筆は、原則としてパソコンのワープロソフト等を用い、原稿をプリントアウトしたもの2部と電子データ化した原稿を研究事務課及び編集委員に提出すること。

なお、原稿枚数と文字数の目安は以下のとおりとする。

項目	枚数	文字数
「査読付論文」 人文科学系	20枚	30,000字
「査読付論文」 社会科学系	20枚	30,000字
「査読付論文」 欧文	20枚	12,000語
「自由投稿論文」 人文科学系	20枚	30,000字
「自由投稿論文」 社会科学系	20枚	30,000字
「自由投稿論文」 欧文	20枚	12,000語
「研究ノート」	12枚	18,000字
「資料」	10枚	15,000字
「翻訳」	10枚	15,000字
「報告」	10枚	15,000字
「書評」	10枚	15,000字
「その他」 (編集委員会が認めたもの)	10枚	15,000字

2 原稿の作成や注・引用の文献の表記の扱いについては次の通りとする。

- ① 論文等の体裁としては、表題、著者名、本文、謝辞（必要な場合のみ）、注、参考文献の順で記述する。尚、注の表記は「注」とし「註」は用いない。
- ② 年表記は西暦とし、必要に応じ元号を（ ）で記載することを原則とする。
- ③ 注は脚注ではなく、後注（本文の最後に一括）とし、本文中の注は（ ）で上付、通し番号とする。なお、内容の補足的な説明をする場合の注ではなく、記述内容に関する引用注記の表記方法は以下の参考文献の表記に従い、引用した頁数を加えたものとする。

る。

④ 参考文献は論文末（後注の次）に【参考文献】とし、日本語文献、外国語文献、電子資料等その他の順に記し、それぞれ著者の五十音順、アルファベット順に記載する。

(1) 単行本の場合は、著者名、発行年、表題、発行所の順で記す。単行本が欧文書きの場合は、表題を斜体とする。

(2) 雑誌論文は、著者名、発行年、表題、雑誌名、巻号、頁の順で記す。表題、書名、及び雑誌名等は略記しない。雑誌が欧文書きの場合は、雑誌名を斜体とする。

(3) 同著者の同年発行のものは、発行年の後に a, b と記す。また、著者が複数の場合、日本語文献は著者名を中黒（・）でつなげ、欧文書きの場合、著者が二人の際は and でつなげ、三人以上の場合はコンマ（,）で区切り、最後は and でつなぐ。

⑤ 見出し（番号）表記は原則として次の順とする。

1. → 1-1. → (1) → A

⑥ 図表の体裁

(1) 図表は上記の原稿の分量にふくまれるものとする。なお、グラフを Excel 等のソフトで作成している場合は、そのグラフの作成に使った元データも添付する。また、図版の場合はなるべく鮮明なものを別に添付する。

(2) 図表のタイトルは図と表を分けて、図 1，表 1 のように記載することを原則とする。

(3) 図表の下には、参考文献表記にしたがって、出所を明記する。自身で作成の場合は、筆者作成と記す。

3 投稿後の訂正は誤字脱字に限り、原則として内容の変更は認めない。

4 不明な点については研究事務課に問い合わせること。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

執筆者紹介（執筆順）

近藤 健史

通信教育研究所
研究員

（通信教育部）

古賀 徹 教授

（通信教育部）

根本 晋一 准教授

（通信教育部）

猪野 恵也 准教授

（通信教育部）

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」 の指導方法と課題

古 賀 徹

はじめに

2021（令和3）年8月、教育職員免許法施行規則等の一部が改正されて教職コアカリキュラムも改訂され「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（1単位）が必修となった。コアカリキュラムに必要な内容を明記し、教職課程における学習内容の質を担保する考えは2000年代になって中央教育審議会答申等に記されるようになってきた⁽¹⁾。2016（平成28）年に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が設置され、翌年（2017年11月17日）に取りまとめられた結果が公表された。これによって教職課程に関する再課程認定が行われ、2019（平成31・令和元）年入学者から対象とされる新課程がスタートした。そのスタートを切ったばかりの新課程に、2022（令和4）年4月入学生から履修して学ぶことが求められ、加えられたのが「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」である。

通常ならば法令改正の年次にあわせて履修の対象が分けられるべき（つまり改正以前の入学者には適用されない）はずが、改正の年次から大学在籍の教職課程履修者すべてに求められるという今回の事例は珍しいものであるといえる。この改正の速度については新型コロナウイルス感染症の拡大が問題となった2020（令和2）年から急速に、前倒しで推進されることになった「GIGA スクール構想」が大きく影響を及ぼしている。

筆者もこの「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を担当することとなり、コアカリキュラムに合わせる形で授業設計を行い、2022年度から授業実践を行っている。授業の開講形態も15回（週）の「対面授業」（A：スクーリング）⁽²⁾と一部（5時間分）をオンデマンド学習で行い対面して10時間分の集中授業を行う「B：反転授業」形式⁽³⁾という2つの形式で行っている。さらには「対面授業」でもコロナ感染者等を対象に同時に「オンライン受講」も可能とするという配慮も行ったので、この点では「C：ハイブリッド授業（ハイフレックス）」⁽⁴⁾でも実施していたということになる。このBやCの方法自体も「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」でもあり、受講する学生にはこのような方法が求められている必然性や効果、あるいは目的を理解させやすい状況であるともいえる。しかし大切なのは“便利だ”“求められている”というニーズを知るだけでなく、実際に教育の場で「情報通信技術を活用した教育」を方法論として実施することができるのかということになる。教

職課程での学びは、(学生として)「知る」「理解する」「自分が学べた」ということだけでなく、自分のつくりだす学習活動によって(受講する)生徒が「理解することができるのか」「学ぶことができたのか」ということが大事になってくる。

本稿では、この急ぎ進められた「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を筆者が担当者としてどのように計画・構想し、そして実践を行い、試行を重ねるなかで気づき(実感)を得て、再設計してきたのか。また全体の構成としてどのような工夫が必要と考えるに至ったのかを記載していく。いわばPDCAのサイクルを回すということの記述化を試みるということになる。

1. 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」授業の設計

2019年から「新課程」として動き始めていたコアカリキュラムに、2021年の省令改正により新科目「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が2022年から設置されることとなった。

この2022年よりの実施(必修化)を前に各大学での対応が検討される。筆者の本務校でも省令改正に関する説明会が行われ、まず、「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」(開設科目名未定)というところから議論はスタートした。「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は「1単位分」の新設が求められ、2019年「新課程」で実施されていた「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」(2単位)から含むこととされている「(情報機器及び教材の活用)」の部分を取り出して「1単位以上」分として別に実施することが求められていた。つまり「1単位」を分けるので、「教育の方法及び技術」が1単位、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」も1単位となれば単純に分けて開講すればよい。しかし、この「切り離している」点に意味がある。つまり前者「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」(2単位)では「(情報機器及び教材の活用)」の部分十分ではないという認識があるということになる。「含む」とことは副次的でおそらく優先度が低くなるし、情報機器に関する発展・進歩は急速である。そして日本はこの点で遅れていることはOECD(経済協力開発機構)の調査結果等からも危惧されていた⁽⁵⁾。

以上の認識から、単純に「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を1単位ずつ開講することもできるが、1単位とは開講時間(シラバス)で8回分となり、通常のセメスター等の学習期間スケジュールでは設定しにくく変則的になる。そのため旧カリ「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」(2単位)の中身を変えて「(情報機器及び教材の活用)」の部分を「1単位分」確保する形で開講もできるので、こちらの形態をとる選択肢もあった。本学も同様の構成で、

旧科目名「教育の方法・技術論」(2単位)に1単位分の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」をあわせ開講する形態として、新名称を「教育方法・ICT 活用論」とすることとした⁽⁶⁾。

開講形態が決定したので、2021年10月29日付けで、次年度(2022年度)からの新科目開設に備えて担当教員に対して必要書類(①シラバス、②教職課程コアカリキュラム対応表、③履歴書、④教育研究業績書)の提出について書面で依頼された。期限の具体的な日時は省略するが担当教員は10日程度で記し、学部単位(事務課)ごとに取りまとめ点検を行い(その期間は1週間程度)、全学レベル(本務先は複数学部・複数キャンパスがある)で集積したものを組織した特別専門委員会において1週間程度で確認を行った⁽⁷⁾。その後、必要な修正を経て文部科学省への提出となる。ここで修正等が求められることもある。準備の時間が十分ではなかったことは事実だが、組織体として取りまとめて提出する側の大学が点検する仕組みを丁寧に行うことは必須であり、また質を高く保つためにも重要な作業であると考え。ここで施行直前でのコアカリ提示など教育政策の進め方が拙速である点を批判することを本稿の目的としていない⁽⁸⁾。社会において多くの市民から、その対象について重要であることとその必要性が共有され、承認され、資源や人材の参加協力があつて(これまでも)教育政策が実現されてきた⁽⁹⁾。教員がこの新科目の目標を理解して計画策定できるための資料としては、「作成上の留意事項等について」「シラバス及び教職課程コアカリキュラム参考例」が付され、様式については文部科学省作成の「教職課程認定申請の手引き(令和4年度開設用)」の該当ページを参照するようにとされた。全国的にこの同様の状況の中で次年度からの実施目指して学修計画(シラバス)が作成されることとなった。配付されたコアカリキュラムを以下に示す。なお右欄に筆者が作成した(後出)シラバスにおける授業回を数字で記しておく。

情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 (コアカリキュラム)	授業回
全体目標： 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法では、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方並びに児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。	
(1) 情報通信技術の活用の意義と理論	
一般目標： 情報通信技術の活用の意義と理論を理解する。	
到達目標：	
1) 社会的背景の変化や急速な技術の発展も踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性など、情報通信技術の活用と意義の在り方を理解している。	①⑫
2) 特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する情報通信技術の活用の意義と活用に応じた留意点を理解している。	③⑫
3) ICT 支援員などの外部人材や大学等の外部機関との在り方、学校における ICT 環境の整備の在り方を理解している。	③⑫

(2) 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進 一般目標： 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方について理解する。 到達目標： 1) 育成を目指す資質・能力や学習場面に応じた情報通信技術を効果的に活用した指導事例（デジタル教材の作成利用を含む。）を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。⑥⑦⑪⑬ 2) 学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用して指導や学習評価に活用することや教育情報セキュリティの重要性について理解している。⑬⑭ 3) 遠隔・オンライン教員の意義や関連するシステムの使用法を理解している。⑥⑪⑬ 4) 統合型校務支援システムを含む情報通信技術を効果的に活用した校務の推進について理解している。③	
(3) 児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法 一般目標： 児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための基礎的な指導法を身に付ける。 到達目標： 1) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（以下「各教科等」という。）において、横断的に育成する情報活用能力（情報モラルを含む。）について、その内容を理解している。⑤ 2) 情報活用能力（情報モラルを含む。）について、各教科等の特性に応じた指導事例を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。⑤ 3) 児童に情報通信機器の基本的な操作を身に付けさせるための指導法を身に付けている。 ※小学校教諭	

以上のコアカリキュラムを参照しながら、それに対応する「教育方法・ICT 活用論」の授業計画を作成した。その初期シラバスを以下に示す。こちらも右欄にコアカリキュラムの対象となる番号（頭注）を記しておく。

シラバス【教育方法・ICT 活用論】

学習内容・学習活動	コアカリの番号
①「教える」と「学ぶ」こと。ICT 機器の活用が求められる現在の教育—学校教育における学習方法の課題を理解し教育方法の基礎的理論と実践について学ぶ。	(1) — 1)
②教育方法の歴史（欧米および日本での歴史的変遷）—これまでの教育発展の歴史を学び、教育の意義と方法論の進歩を整理することができる。	
③教育方法の発展（ICT 教材・オンデマンド教材とクリッカーを使った授業）—喫緊の課題である ICT 機器の活用における学びのねらいや方法論について考える。	(1) — 2)、3)、 (2) — 4)
④新しい「学習」概念（ヴィゴツキーの活動理論と現在の学習観）—ヴィゴツキーの「発達の最近接領域」理論とともに、学習指導要領の「三つの柱」と関係づけて考え、現在求められる学習観について理解を深める。	

⑤個別最適化を目指す教育方法論（ICT 機器の活用、個別対応の教育、完全習得学習、オープン型教室、TT、バズ学習等）―「個別最適化」の課題や様々な工夫の可能性について学び、アイデアを考える。	(3) ― 1)、2)
⑥問題解決学習と系統学習のカリキュラム論（ICT 動画教材の活用）―問題発見・問題解決の学習手順とその構成方法を学ぶことで「カリキュラム」として学習活動を構想することができるようになる。	(2) ― 1)、3)
⑦「思考力、判断力、表現力」のための指導技術（ハイフレックス、ハイブリッド授業でマッピングを実践する）―ツールを使いこなし、その可能性を知るとともに「問い」を考える活動に取り組む。	(2) ― 1)
⑧学習者相互間による「協同的な学習」の方法論（KJ 法、NM 法、コンセプトマップ等）―教員による指導法や相互・協同的な学習の「指示」「誘導」の方法論を学ぶ。	
⑨カリキュラム構成の方法（「ねらい」のある学習をつくる）―授業づくり、教材づくり、学習計画の基本を学ぶ。	
⑩学力の国際的動向とプロジェクト学習（ジグソー法で学び合う）―テキストの内容自体をアクティブ・ラーニングの方法で学修することで、その学習方法の有効性を体感・体得する。	
⑪学習指導案の形成方法（スキャナーを使った ICT 教材作成を含む）―指導計画の構成方法を学ぶ。	(2) ― 1)、3)
⑫ ICT 機器の活用に関する実践と課題―基礎的事項、基礎理論を学び作成作業に参加する。	(1) ― 1)、2)、3)
⑬ ICT 活用の授業動画教材づくりと評価―応用的・発展的に教材づくりに取り組み、評価を行う。	(2) ― 1)、2)、3)
⑭教材研究・教育評価の方法―「教育評価」論を理解し、学習の評価の観点から授業設計を行うことができるようになる。	(2) ― 2)
⑮「主体的・対話的で深い学び」の構成方法。全体の総括。	

「1 単位」分の内容を求められ、単独開講としては 8 回分となるので、全体で 15 回の内に「8 回」以上の回数を内容として含めることとした。1 回目、3 回目、5 回目、6 回目、7 回目、11 回目、12 回目、13 回目、14 回目にその内容を含めることとした。コアカリの (1)「情報通信技術の活用の意義と理論」については 3 回取り上げ、(2)「情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進」については 6 回と最多で、(3)「児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法」は 1 回の授業で行うこととして設計した。

2. 授業実践における工夫

2022 年度は本稿冒頭「はじめに」に記したように「A:対面授業」「B:反転授業」「C:ハイブリッド授業」という 3 つの形式で実施した。まず前半での「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容は、その概要・概説から始まり、変革の意図を理解させることとした。「令和の日本型学校教育」答申（2021 年）などを資料として使い、また実際にクラウドや Google マップを使ってその効用を実感し、Society 5.0

についてイメージできる構成とした。授業方式は A・B・C の 3 形態と分かれるが、どの授業においても Google Classroom を使って授業資料の配付とペーパーの回収を行った。また授業は黒板（板書）やスライド（スクリーンへのパワーポイント画面での説明）、教材提示装置などなるべく多くの「提示」（プレゼン）をしてみせた。さらには授業動画を撮影して、それを後に見せる。板書（チョーク&トーク）を撮影した映像や使用したパワーポイントに音声を（後から）吹き込んで動画として作成したもの。またチョーク&トークの「板書」を後にスライド（パワーポイント）で表現してみたものという「同じ学習内容を他の教え方で表現する」ことができるということ（学生に対して）示してみせた。パワーポイントのバージョンによって「教員（説明者）の姿」を動画として挿入できる方法や、テレビ会議システムを使って自身の姿を挿入しての動画を作る方法も紹介した。さらには複数の web カメラを接続して「切り替え」をできることなど、細かな工夫レベルについても紹介してみせた。

これらの動画作成は全ての回についてしているわけではない。あくまでも、スクーリング（対面）を代替して授業を行うという「コロナ禍」でも行われてきた方法を、これからは GIGA スクール構想のもと自身の工夫で活用していくことが求められている。そのことを表現し、説明し、説得力を高めるためにこのような展開を加えてみた。また「校務」として共通の問題を解消できるという可能性（作業の軽減化）や著作権、マナーに関する注意事項も授業内容として（短時間ながらも）取り入れた。以上「授業動画」に関するものは（撮影自体は前半から実施していたが）後半に配置している。発想としては、より具体的なことから抽象的レベルのことへ、あるいは、より簡易なものから難解な内容へと構成されていく「カリキュラム」の考え方に従って配置した。

3. 試行しての気づきと再構成

授業初日にアンケートをとっている。次の用語を「知っているか／使ったことがあるか／説明できるか」として、① Society 5.0、② Google Classroom、③ スタディ・ログ、④ クラウド、⑤ StuDX Style、⑥ デジタル・トランスフォーメーション（DX）、⑦ LMS、⑧ GIGA スクール構想の 8 点である。授業が進んでいくにつれて、「これがアンケートの～だ」というように目の前で見せ、あるいは体験させる。それによって授業で知らなかったことを知ることができたと実感させる仕掛け（構成）自体は有効であった。同じように「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（文科省 2018）⁽¹⁰⁾ も実際にチェックさせて、それから活動ごとに「チェックの部分に該当する」と示して実感を深めさせることをした。

しかし「カリキュラムの構成」として、より単純なものから複雑なものへ、基本レ

ベルから高度なレベルへという構想の多くが、この「知って、使って、体験できた」という体感にとどまるという限界があった。「令和の日本型学校教育」答申でも「個別最適な学び」と「協働的な学び」とを連絡させることや「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことを重視しているが、「知る」「できる」という新学習指導要領でいうところの基礎的な知識・技能の習得にとどまり、「それを活用する機会」(学び)を十分に形成することができなかった。それは後半に「動画」活動をもっていくことで「この授業は工夫されているな」とは感じさせることができていたかもしれないが、「実際に自分がICT 機器の活用をした授業をつくる・実践する」まで高められていないと感じたからである。15回の授業という限界はあるが⁽¹¹⁾、後半に高度なことを配置するだけでなく、それが「できるようになるため」には何度か、少なくとも早いうちから何度も繰り返し取り組む機会が必要だと実感した。そのため、年度後期の授業においては一部順番を入れ替えて、前半から動画の作成とその有用性を意識させて、複数回に渡って「作成の方法」や作成した動画の提出方法⁽¹²⁾、ダウンロードや複製を禁止する方法や Google Classroom にコンテンツとしてアップする活動を取り入れてみた。

しかしそれでも受講者のうち7割程度しか「指示した時間内(サイズ)」でスムーズに動く動画を提出することができなかった。指導側がシンプルな方法と思い説明した方法ですら、それを受け止める(そして実際に取り組む)側にとっては難しいという現実直面することとなった。デジタル・デバイドや普及率、あるいは「世代」でくくる問題ではなく、そもそも「きいて知った(つもりになる)」「見てわかった(つもりになる)」ことと、実際に自身が他者にそれをわかりやすく説明できることとは異なる。その単純な彼我の差がこの情報機器を知り、使えることになるということの「間」にも存在する。

4. この授業を「より向上させる」ためには

2022年度から実施となった本科目に関する(文部科学省の)説明では、次のようになっている。教職課程におけるICT活用に関する内容の修得促進に向けた改正の全体像では、従来の「情報機器の操作」「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」となっていたが、これを次のように変える。「情報機器の操作」については大学において順次開講される「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」との選択可能とする。「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」については含むこととしていた「(情報機器及び教材の活用を含む。)」を切り離して1単位の独立とさせる。つまり「教育の方法及び技術」と「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とを合わせてと

る。さらに「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の内容を充実させる。加えて「教職実践演習」における ICT の積極的な活用（模擬授業での活用など）を進めるとされている。

下線部が本科目（本稿の考察対象）であり、つまりもっと包括的に（それ以外のものも含めて）、総合的に情報通信技術を活用した学びを実現させようととらえられている。なぜこのような政策の観点となっているのか。様々な IT 関連の戦略がスローガンとして提起されてきた⁽¹³⁾ し、すでに述べたように国際的な調査でも日本のこの面での低評価が問題視されてきた。それゆえに文部科学省が様々な調査を行い、それも検討の材料とされてきた⁽¹⁴⁾。

次の表 1・表 2 は「令和 3 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）（令和 4 年 3 月 1 日現在）〔確定値〕」⁽¹⁵⁾（文科省）に示されたデータである。

表 1：学校における主な ICT 環境の整備状況の推移

	2020 年	2021 年	2022 年
①教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数	4.9 人	1.4 人	0.9 人
②普通教室の無線 LAN 整備率	48.9%	78.9%	94.8%
③インターネット接続率	96.6%	98.2%	99.4%
④普通教室の大型定時装置設置率	60.0%	71.6%	83.6%

文科省調査の掲載データから筆者作成

全国的に設備の普及が進んだこと。とくにコロナ禍における対策とともに急速に進んでいることがわかる。

表 2：学校種別 学校における主な ICT 環境の整備状況等

	小学校	中学校	高等学校
教育用コンピュータ台数	0.9 人／台	0.8 人／台	1.4 人／台
普通教室の大型定時装置設置率	88.1%	83.9%	79.3%
指導者用デジタル教科書整備率	88.6%	89.9%	37.2%
学習者用デジタル教科書整備率	40.1%	41.5%	6.1%

文科省調査の掲載データから筆者作成

小中学校と比較して高校では 1 人 1 台が行き渡っていない。デジタル教科書の普及については指導者に比べて学習者にまでは行き渡っていない。また小中学校に比べて高校への整備・普及状況は進んでいないことがわかる。

以上のことは、「学校の ICT 環境整備に関する近年の取組と現状」（令和 4 年 12 月 20 日 学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議：参考資料 3）でも次のように記されている。「これまでの GIGA スクール構想の取組」として課題①〔運

用に地域差がある、ネットワーク回線が遅い、教師に設定等の負担が集中。]、課題②〔指導者用端末などが未整備・古い、遠隔授業実施環境が不十分〕、課題③〔デジタル教科書の導入が不十分〕と認識されていた。

この地域差・学校差、整備の進展の差を埋める必要がある。それは教育振興計画や予算の問題でもある。しかしコロナ禍のなかで急速に進められてきたのも事実であり、これから高校生レベルにまで情報通信機器が行き渡り、それを使つての授業や、さらなる内容の高度化が進められていくことになる。しかし、それを進めるのは、そのアクターの一人となるのは、その現場にいる教員ということになる。教員養成の主たる場は大学である。しかし、データが小学校・中学校・高等学校であるように「大学生」に関する支援はまだまだ進んでいない。

「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」(文科省)⁽¹⁶⁾ には、「各自治体が仕様書を作成する際の参考となるモデル例」として3種類の機種があげられている。それはMicrosoft Windows 端末、Google Chrome OS 端末、iPad OS 端末の3つである。Google Chrome や iPad が多く用いられているようだが、そもそも予算額内で3種類が推奨されていて、実際に自治体・学校ごとに使用している機種が異なる。もしこの仕様が続くようであれば、そして固定されていくのだとすれば、少なくとも次代の教員候補は、これら3種の機種のいずれでも授業を構成できるようになっていることが求められるはずである。しかし、現実には「大学での教職課程の授業」に対してそのような支援も、逆にいえば指導もない。あるのは、本稿で紹介してきたように「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」と「情報機器の操作」(基礎的な学び)から「教科指導法」での導入と「教職実践演習」までを通した包括的な学び方をしていけという方針が示されるのみである。

「包括的」ではあるが、バラバラ個別であるということにもなる。仕様モデルとなる3機種ではないが、どの授業で何をやっていて、何がどのように使われているのか。何度も共通して使うことで「文房具」レベルのツールとして使いこなせるようになるのではないか。大学全体の取り組みとして位置づけることで、このツールを「使う」(慣れる)ことで習得する仕組みがないままでは、「他者に教える」レベルにまで深化させることは難しいと筆者は考えている。

デジタル教科書の普及が「教員」までにとどまり「生徒」側に行き渡っていないことから考えても、次代の教員を養成する大学の教職課程には、デジタル教科書や3機種のデバイス(Google Chrome や iPad 等)を少なくとも数人で触って操作できるようにしておくべきではないか。そのように要求されることを恐れているのではないと信じたいが、これらの機種を使つてどのように学んでいるのかといった具体例を、さらに公表していくことも必要ではないか。法令を整備して義務づけたのだから、後は自動で全体のレベルがあがっていくと考えているのだとしたら、そのような判断をし

た人物に対して自身が実際に「学んだ」体験を客観的に理解できているのかが疑わしいと思う。同じ授業に出ていて、同じ内容をきいていても、学習者によってその理解度は異なる。その当たり前のことを考えれば、その状態（理解度の格差）をなるべく少なくできるように教員が努力をするにしても、その「努力」のための学び（教材研究・解釈や研修とまで含めて）の支援が必須と考える。この考えを「当たり前のこと」と思っている筆者の理解がズレているのだろうか。

文科省から公表された「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等に関する改革工程表（案）」（2022年12月19日）では、教員研修の高度化策として「研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォームの構築」が予定として提示され、2023（令和5）年度後半より試行的運用が計画されている。教員免許更新講習の後を受けて、どのような研修をしていくかということとも重なるが、このようなプラットフォーム設備にも予算が必要で、それと同様に大学での教職課程のICT化推進支援策が予算拡充を含めて講じられることを期待している。

5. 情報通信技術の活用は「筆記用具」レベルとなるのか

日本教育史研究の泰斗である佐藤秀夫はかつて「鉛筆やノートが学校を変えた」と論じている。つまり和紙に筆で書いていた時代から学校教育は始まるが、それでやることのできる教育内容と方法とは限定されることになる⁽¹⁷⁾。佐藤は研究著作の中で、第一次世界大戦（1914年～1918年）の前後において洋紙の生産及び鉛筆の生産数が上昇し、輸入に頼る体制から輸出量が増すまでに変化していたことを資料として提示し、大戦後は国内の需要として学校における教科書・ノートと鉛筆（筆記具）が伸びていったことを明らかにしている⁽¹⁸⁾。この時期から学習活動として、大量に印刷された共通の教科書を用いて、学習したことをノートに書き付けるということが全国的に普及することとなった。つまり1912（明治45）年頃に、いま「チョーク&トーク」といわれ“日本的な授業方法”ともイメージされる授業形態が成立したということになる。

それから110年が経過した。現在ではICT機器（情報通信技術）の活用を文具や筆記用具のように使う授業スタイルへの変革期が到来したといわれている。技術の進展とグローバルな市場という背景は共通している。しかし、「読み・書き」の道具として共通すると単純に語ることでよいのか。鉛筆やノートはメーカーや多少の形式が異なっても使い方はそう大きくは変わらない。芯の強度・濃度やサイズ、消しゴムがセットとなっているといったレベルでの違いしかない。ペンシル（鉛筆）とは異なるシャープペンシルであっても、そう大きな違い（少なくとも使用する上での難しさ）はない。しかしICT機器（情報通信技術）の場合は起動や電源の確保、Wi-Fiの設置

準備、そもそも「文章を記入・表現する」という単純な使途であっても入力の方法や変換、使用するアプリケーションソフトや保存の形態まで異なる。Wi-Fi や印刷などでは外部機器との接続も必要となることが多い。鉛筆やノートで学習する場合には、道具としての進歩や変化も小さく、誰もが慣れていくことのできる気安さや余裕があった。電子機器と古き良き筆記具では単価の面でも異なる。

ICT 機器の活用推進のもとに旧来のスタイルと批判されるものについても、実は 110 年ちょっとしか時間を経っていない。それが急速に普及し、また支持され続けてきたのは「使いやすさ」と学習活動としての有効性もあったはずである。文字を書く。表現する。文字を読む。読んで理解し、新たな知として産み出したものを文字で表現する。単純に危惧されるように「コピー＆ペースト」問題や検索して出てきた事項の真贋を見きわめられないなど、デジタル化の功罪は心配されている。しかし、ICT 機器（情報通信技術）の急速な発達も事実としてある。有効に使いこなすことで、社会の様々な問題の解決に資することも期待できる。

この新しい仕組みが、ノートや鉛筆に取って代わるためには何が必要なのか。実際に学校現場で情報通信技術を活用した授業が行われている以上、教員養成課程に勤務する人間（筆者）は、その方向性を見出す努力を惜しむわけにはいかない。2022 年度の年内に行った授業設計・準備、授業実践、そこで得た情報からの反省と工夫を“無駄なもの”としないために今後もこの問題を継続して考え続けていきたい。

注記

- (1) モデルカリキュラムや教職課程カリキュラム委員会の構想等、2000 年代前後から審議会にて検討されていた。中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告）」（平成 17 年 12 月 8 日）及び回答申（平成 18 年 7 月 11 日）等参照。2012（平成 24）年の「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（平成 24 年 8 月 28 日）には「コアカリキュラムの作成を推進する」ことが教職課程の質保証のためと位置づけられていた。
- (2) 本務校（日本大学通信教育部）の場合は「昼間スクーリング」として年度内の前期・後期に 15 週（90 分×15 回）実施している。通信教育課程では「面接授業」と定義している。
- (3) 例えば夏期休暇期間などに集中授業として期間を設け、1 日に 90 分を 5 時間分の授業を行い、3 日間で合計 15 時間分の面接授業を実施してきた。毎週の授業のような次回までの「間」という時間はなくなるが、「集中」して学ぶ密度は濃くすることができる。コロナ禍のなかではこの「密」を防ぐために全面オンデマンド化によるオンライン授業からスタートしたが、それらは対面授業の「代替」でしかないので、対面の良さを活かし、かつ密と移動を減らすために、1 日分（5 時間分）を一週間の視聴・学習時間内で学び、そこで理解したことや問いを活かして「対面授業」（10 時間分）を実施するという「反転授業」（入力・出力の場を分け工夫した授業）形態を 2022 年度から実施している。
- (4) ハイブリッド（Hybrid）あるいはハイフレックス（Hybrid-Flexible）授業。本学の場合は教室で対面授業を実施しながら、同時に別の場所で TV 会議システムを使ってオ

ンライン受講することも可能とする形としている。さらに昼間のスクーリングで対面開講していた授業を感染拡大に際して「オンライン」に移行する対応をしてきたが、対面でしか開講できないものとの兼ね合いでキャンパスに来ている際に（移動時間などの困難で）受講できなくなることはないよう情報機器ツール（ノート型 PC 等）があれば受けられるように空き教室を使う工夫もした（2021 年度）。また学修の支援として学内においてノート型 PC の貸出も行っている。

- (5) 国際教員指導環境調査 (TALIS (Teaching and Learning International Survey) 2018 年) でも、自らの授業において「生徒に課題解決の活動に ICT を活用させる」との設題に対して低い数値（日本は 17.9、参加国平均 51.3）であった。自己効力感についての設題でも「デジタル技術の利用によって生徒の学習を支援する」ことへの肯定的回答は 35.0 (OECD 平均が 66.8) と低い。
- (6) 入学年次の法令の問題もあり、しばらくは「教育の方法・技術論／教育方法・ICT 活用論」としてスクーリング名を設定している。なお、大学通信教育課程のための「通信学修」としては従来の指定テキストだけでは「ICT 機器の活用に関する 1 単位分の追加」充足とまらないためにもう一冊テキストを加えることとする。テキストの開発が間に合わないために、この 1 単位分として作成され市販されているテキストを加えて実施することとなった。
- (7) もちろん大学ごとにスケジュールは異なるが、新コアカリに即した計画と記載の依頼、大学内での取りまとめ・点検と文部科学省との往復という点では共通している。
- (8) この政策に先んじて先行・試行として実践が行われ、その事例が集積され、研究的に振り返りも行われている。その真摯な、そして組織的な取り組みは評価されるべきである。その成果は論文や書籍として公刊され始めている。例えば、岩手大学教育学部・岩手大学教育学部附属中学校『Society 5.0 時代の中学校教育の構想と実践 1 人 1 台端末時代の新しい授業の形』（福村出版・2022 年）など。
- (9) もちろん政策をつくる側の認識や方向性の間違いを指摘したり、あるいはその実施により生じるリスク、特に準備不足による学習者の損失や教員・講師の負担増を責めることはできるが、上の注記と同じく取り組みそのものの価値はまたそれとして評価するべきである。もちろん筆者は政権や行政のいうとおりに動くべきだとの主張をするつもりはない。
- (10) 教員の ICT 活用指導力チェックリスト（文科省 2018）
 - A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力（A-1～4 まで）
 - B 授業に ICT を活用して指導する能力（B-1～4 まで）
 - C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力（C-1～4 まで）
 - D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力（D-1～4 まで）（平成 30 年 6 月改訂：できる、ややできる、あまりできない、できない、の 4 段階評価）
- (11) 授業の回数（時間数）の限界はある。そもそも 1 単位開講で 8 回の授業で行うにしても、コアカリの項目が 10 項あるので、時間が不十分だという意見も目にする。だとしたら 15 回の「合わせ行い授業」においても、これを十分に行うために「他の内容」（情報機器を使わない純粋な教育方法論）が少なくなってしまうというジレンマもある。
- (12) 本学では全員が G-Mail を使っていることを利用して、Google クラウドを使ってファイルをやりとりする方法や様々なアプリの活用法も紹介している。他大学でも同授業を G-Mail を使って実施している。
- (13) 2001（平成 13）年には政府の「e-Japan 戦略」、2006（平成 18）年「IT 新改革戦略」（IT 戦略本部）、2011（平成 23）年「第 2 期教育振興基本計画」や総務省「フューチャースクール推進事業」「学びのイノベーション事業」（2011～2013）など。
- (14) 文部科学省「児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究【情報活用能力調査（令和 3 年度実施）】～速報結果～」（2022 年 12 月）では、「情報活用能力」とは、「具体的

には、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力（情報手段の基本的な操作の習得・プログラミングの思考・情報モラル・情報セキュリティ・統計等に関する資質・能力等も含む）とされている。2022年1月～2月に Computer Based Testing で調査を実施した。対象となったデータは小学校5年生（4,486人）、中学2年生（4,846人）、高校2年生（4,887人）の合計14,219人。国公立別も混ぜて無作為抽出で479校（各校から1学級）からデータを得ている。

- (15) 文部科学省「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）（令和4年3月1日現在）〔確定値〕」2022年10月。その（令和4年12月20日 学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議：参考資料3）を参照。
- (16) 文部科学省「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」2020年3月3日〔令和4年12月20日 学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議：参考資料4）を参照。
- (17) 書道で考えていただければわかるように、墨と筆で書いたものは、乾くまで時間がかかるし、消したり書き直したりに制限が生じる。書道のように書き切る作業はできるが、ノートのように書いていくには和紙（書き付けるもの）が大量に必要で、書き損じや速度についても鉛筆に比べて困難がある。
- (18) 佐藤秀夫は『日本帝国統計年鑑』から明治期・大正期における「和紙と洋紙との生産額の変化」及び「鉛筆の輸出入状況」のデータを抽出して比較分析している。前者では1917（大正6）年に洋紙の生産額が上回る形に逆転している。1912（明治45）年にほぼ両者が追いついてきているので、これによって「書き付けるもの」や「印刷物」を増やす条件ができてきたと考えることができる。後者（鉛筆）については1915（大正4）年から1919（大正8）年までが輸出量（グロス）が増加しているが、この時期は第一次世界大戦の時期と重なり、ヨーロッパが戦場となったために生じたニーズだと考えることができる。その後輸入数量はなくなり、戦争終結とともに輸出量も一時期減ったが再度1935（昭和10）年頃から上昇している。輸入がなくなり国内需要にまわせたことと、日本の鉛筆・筆記具が高く評価されるようになったことがわかる。佐藤秀夫『教育の歴史』財団法人放送大学教育振興会（2000年）、115～116ページ、121～123ページ。

成年後見制度における任意後見契約の効用と 濫用の分水嶺

—東京家庭裁判所家事第1部令和3年12月20日審判
(令和3年(家)83209号後見等開始請求事件 判例集等未登載 控訴)
を素材として—

根 本 晋 一

第1 緒 言

わが国における人口構成は、少子化に起因する人口の減少と高齢化をはっきりと示しており、歯止めが掛からない状況である。高齢化とは人の長寿化を意味するところ、人の身体機能は加齢に比例して一層低下する。くわえて、未婚率の上昇に起因する単身世帯の増加と、令和7(2025)年には団塊の世代が後期高齢者となることから、高齢者に対する支援や介護の十全化は、個々人の問題にとどまることのない社会問題であり、制度的な対応を求められている(資本主義経済原則のひとつである「自助の原則」はすでに限界)。

制度的対応の在り方につき、わが国は自由主義国家であることから、国家の経済政策については資本主義(土地や法人の私有を認める私有財産制)の建前をとるので、自由競争・自助の原則・自然淘汰を許している。すると、自由競争過程における劣後者(資産のある認知症高齢者はその一類型)の出現が不可避であることから、その救済の方途如何が問題となる。この問題は、経済学の見地からは社会政策・社会保障論の問題(福祉政策)として、法律学の見地からは、まずは生存権の問題(日本国憲法第25条)として捉えることができる。そして、公法領域においては福祉行政の在り方、私法領域において成年後見の在り方(民法典・任意後見契約法など)として議論される。現在は、学際的研究領域としての高齢者法の確立が課題とされている(吉田克己「多様な高齢者像と高齢者法の在り方—民法学からの接近」日本私法学会資料(2022年10月9日)「高齢者と私法」NBL)。

少子高齢社会化より生じる諸問題につき、本稿において、筆者は私法領域における成年後見制度の在り方の側面から検討する。わが国においては、平成12(2000)年4月1日より介護保険制度、つまり(以下、第1号被保険者を例に説明)、日常生活に不便を覚えて支援や介護を必要と感じた満65歳以上の国民が、自分の給与(満40歳以上)や年金から天引きされることにより積みまれていた介護保険金を使い、事業者からの支援や介護のサービスを受ける仕組みを採用した¹。時を同じくして、平成11年民法改正

に基づく新成年後見制度も同日施行された（改正の経緯や内容については第2の2と3にて後述する）²。

両制度の相互関係であるが、介護保険制度を導入し、介護保険の被保険者たる本人が介護事業者と介護契約を締結し、介護保険金を使って介護にかかわる諸サービスを受けることができることになったとしても、そもそも本人が要介護、つまり認知症高齢者であるなど判断能力に欠ける容態であることから、契約等の法律行為をなす前提となる意思能力に欠けることになり、介護契約が事後的に無効となることもあり得るため（民法第3条ノ2）、却って本人保護という制度趣旨に背馳する結果となる。そこで、本人保護の見地から、成年後見制度（制限行為能力者制度）により、本人の合理的意思に叶うように代理人が代わりに、あるいは本人の自己決定を支援するため、代理人が本人のために介護契約を締結することができるようにした。このことから、両制度は車の両輪、あるいは不即不離の関係にあるといわれている。

要するに、成年後見制度は、単に、判断能力が充分ではない私人の財産を守るための制限行為能力者制度としてのみ機能するものではなく、もっと広く、国民福祉の増進という生存権保障の見地から、国の介護保険制度のスキームのなかに位置づけられる制度であり、介護保険制度は成年後見と「連携」し、成年後見の利用促進に資するべき制度である、という位置づけがなされたのであった。

この「連携」につき、政府は、令和4（2022）年3月25日、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、これを閣議決定のうえ公表している³。

そのなかで、『…ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。』として⁴、成年後見制度と介護保険制度のさらなる「連携」を促している。

もっとも、介護保険制度のスキームのなかに成年後見制度を取り入れた新制度発足の時点において、両制度の間にどの程度の「連携」を認めるべきなのかについて、明確な指針がなかったことから、現在に至るまで迷走がみられる⁵。介護保険金を使って締結した介護契約が事後的に無効とされることのないように、あらかじめ後見人を付けるべきこと（制限行為能力者制度）については異論なく肯定されるのであるが、後見人を付けるべきか否かの審判（成年後見開始の審判）における証拠方法として、介護保険の方で取得された医療情報（要介護度認定のために供する医療情報。とくに介護認定調査会資料としての、「医師の意見」が記載された介護認定調査票）を成年後見開始の審判に流用することの可否について、現状、明文規定や行政見解が存しないこともあり、肯否が

分かれている。

この点、両制度の「連携」を強く認め、成年後見制度の一層の利用促進を図るのであれば、本人の判断能力に関する個人情報の共有、つまり法的な流用可能性を肯定すべきところ（そうしないと片手落ちとなり、車の両輪ではなくなってしまう）、裁判所は、明文規定や行政見解が存しないことに付度しているためなのか、流用を否定しているようである。そうすると、本人の精神鑑定をせざるを得なくなるところ、裁判所には本人に対する鑑定強制権限がないことから（とりわけ、本人介護をめぐる親族間の意見対立があり、認知症を患う本人を一部親族が囲い込んで鑑定を拒絶した場合）、判断能力に関する審理判断が不可能となり、成年後見が不可能になる事例が生じることになる。

本稿は、かような法の間隙を突く事例（本人福祉に背馳する囲い込み事例）に対して⁶、どのような対処が可能なのかにつき、最新の下級審判例（審判例）を素材として考察を加えるものである。

第2 成年後見制度の沿革

成年後見制度の存在形式については変遷があり、「家」制度（家父長制）を前提とする家産の維持保全（禁治産宣告と準禁治産宣告）から、個人の自己決定権の尊重・ノーマライゼーション（現有能力＝残存能力の可及的な活用）へと趣旨目的が変化しており、その法的性質についても、いわゆる後見＝代理（他者決定型）から自己決定支援（自己決定型）へと変化している。その概要は、以下のとおりである。

1 明治31（1898）年施行民法典

民法典に規定されている後見制度を、未成年者後見を含めて法定後見といい⁷、いわゆる行為無能力者制度として明文規定が置かれた。成年後見は法定後見の一部であり、家産の散逸を防止する目的でなされるところの、（判断能力が不十分な）成年者に対する禁治産宣告（後見相当）と準禁治産宣告（保佐相当）によって構成されていた。

成年後見が法律上の制度として具体化された趣旨は、概ね次のとおりである。封建的身分制度の下においては、人（自然人）であったとしても、出生した門地、すなわち身分により権利能力を異にしていた⁸。

この身分制度が、明治維新（主にヨーロッパ大陸の統治制度を模範とする近代化革命）により廃止された結果、公法領域においては国民の基本権や法の下での平等の觀念の萌芽が見られるようになり、私法領域においても、法の下での平等を反映した権利能力平等の原則が取り入れられたことから、人は出生した門地如何にかかわらず、誰しもが生まれながらにして、自由かつ平等に私権の主体となり得る、つまり財産取引や身分行為を自由になし得ることになった（私的自治の原則・法律行為自由の原則）。

その結果として、人は自由に市場参加できるようになったのであるが、各人の判断

能力は千差万別であることから、これが不十分であると、資本主義的自由競争の犠牲になり、あるいは未熟ゆえに判断を誤る恐れがあるので、意思能力という基準を設定し⁹、法律行為時において、自己がなそうとする契約などの法律行為の結果を、合理的に予見し得る判断能力があったのか否かを事後的に検証し、これが「なかった」(意思無能力)と認定された場合には、これを意思無能力者として、当該法律行為を無効とする方途を認めた(同法第3条ノ2)¹⁰。

しかしながら、意思能力の有無は、法律行為をなした各個人について、法律行為ごとに個別具体的に判断されることから、同一人の同時期における複数の法律行為について、意思能力の有無に関する判断が区々に分かれ、または、意思能力には波があることから、レトロスペクティブな検証の結果、これが(その時に限って偶々)「あった」と判断された結果、判断能力が充分とは思われない行為主体が法の保護を受け得ない弊害が生じ得る。さらには、意思能力がない(「有しない」)場合のみならず、あるものの減弱している場合についての法的取扱いが不明である。

そこで、これらの弊害を防止するため、意思能力概念を前提として、これが「ある」場合には、単独で法律行為を有効になし得る能力(行為能力)があるとして、これを行為能力者とした。そして、この能力を欠く、または減弱しているとされる行為主体をあらかじめ定型化し(未成年者・禁治産者・準禁治産者・配偶者たる妻の無能力の四類型)、これらを行為無能力者として規定し、この行為主体が単独で法律行為をなした場合、当該行為主体の意思能力の有無を法律行為ごとに個別認定する必要はなく、単に行為無能力者の四類型のいずれかに該当するのか否かのみを判断基準とし、該当する場合には、一律に例外なく行為無能力者として、その者が単独でなした法律行為を、本人または民法典所定の取消権者が事後的に取消し得るものとして、かような弊害を防止することにした、と説明されるのが一般である¹¹。

2 平成 11 (1999) 年改正民法典

明治 31 (1898) 年施行民法典における法定後見制度(行為無能力者制度)につき、その当時における授權法が、天皇主権(立憲君主制)を旨とする大日本帝国憲法であり、国民を臣民、そして天皇を主権者、つまり主君と位置付ける家父長的な構造であったことから(例えば、对国家権利である人権の観念は薄く、天皇の恩恵たる基本権と位置付けられていた)、民法典の家族法においても、「家」制度を前提とする家父長制をとっており(親族法領域。戸籍が核家族ではなく家単位)、「家」の存続を前提とする長子単独相続(家督相続。封建時代における武家の風習を模範とした相続制度)をとっていた(相続法領域)。そのため、法定後見制度についても、その最終的な趣旨・目的は、本人たる個人の静的安全ではなく、家産の保護であった。このことは、行為無能力者(現行民法典では制限行為能力者)の類型に、禁治産者(被後見人相当)と準禁治産者(被保佐人相当)なる呼称が存在した

ことから容易に理解されることである。

なお、「家」制度（家父長制）と長子単独相続に関する条項は、先の大戦後における連合国軍総司令部（GHQ）の対日占領政策の一環としての一連の法改正作業において、日本国憲法が大日本帝国憲法の改正規定を用いる形で制定され、個人の尊厳（同法第13条）と法の下での平等（同法第14条）が規定されたことから、第4編親族と第5編相続編は、同法の授權を受ける民法典の違憲条項として、個別条項の削除ではなく、全条項の削除と新設、つまり全編の改正（総とりかえ）がなされた。その骨子は、第4編親族については、親族を構成する戸籍の単位を「家」から核家族（夫婦と子）となし、個人を規律の対象とする条項に改めたこと、第5編相続については、「家」の相続、つまり家督相続を廃止して遺産相続に一本化し、相続人複数場合には共同相続とされたことであった。

既往のような改正の経緯に鑑みると、家産の散逸防止という「家」制度の一部を前提とする禁治産宣告と準禁治産宣告も（現行規定のように）改正を受けるべきところ、運用の仕方により新憲法の理念に合わせることも可能とのことで、そのまま据え置かれた¹²。

このように違憲の疑いは回避したものの、その後における、わが国の高齢社会化に伴い必発し増加する認知症高齢者への対応や、個人の尊厳の観点からの知的障害者や、その他の精神障害者への十全な社会保障などの、社会情勢の変化や社会的要請に対処するには不十分となるに至り、時代遅れの様相を呈していた。

そこで、政府は、成年後見制度を現状に合わせて抜本的に改正することとして、民法典の関連規定の改正案と「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「成年後見登記等に関する法律」、法定後見とは別個の、本人の私的自治に基づく後見制度である「任意後見契約に関する法律（任意後見契約法）」の各法案を上程し、いずれも可決成立し（平成11年民法改正）、翌年4月より新成年後見制度として施行された（平成12（2000）年4月）。

改正内容の概要であるが、成年法定後見について、改正前の禁治産者（後見相当）と準禁治産者（保佐相当）という二類型を、被後見人（後見相当）、被保佐人（保佐相当）、被補助人（補助相当）の三類型とした。

	後 見	保 佐	補 助
対象者	事理弁識能力を欠く常況にある人（被後見人）	事理弁識能力が著しく不十分な人（被保佐人）	事理弁識能力が不十分な人（被補助人）
申立人	本人・配偶者・4親等以内の親族・検察官（以上、民法典）、市町村長（老人福祉法）など		
後見人等の権限	必ず付与される権限	後見人につき、「日常生活に関する行為」を除く）財産管理についての包括的代理権と取消権	保佐人につき、「日常生活に関する行為」を除く）特定事項（民法第13条1項各号）についての同意権と取消権
	申立てにより付与される権限	なし	なし
		保佐人につき、「日常生活に関する行為」を除く）特定事項（民法第13条1項各号）以外の事項についての同意権と取消権 特定法律行為（民法第876条ノ4）についての代理権と取消権	補助人につき、「日常生活に関する行為」を除く）特定事項（民法第17条1項）についての同意権と取消権 特定法律行為（民法第876条ノ9）についての代理権と取消権

改正前は、行為無能力者である旨を戸籍に記載していたため、原則として閲覧可能であったが、改正以後は、後見登記法を制定施行し、戸籍とは別に成年後見登記ファイルを新設し、こちらに後見等開始の審判を受けている旨の登記をすることとして、その閲覧を原則として不可、つまり登記事項証明書または登記されていないことの証明書の交付を受けられないことにした。そして、例外として、本人・配偶者・四親等内の親族、成年後見人らのみが閲覧可能として、本人のプライバシーを保護することにした¹³。

このことは、制限行為能力者が、取引の相手方より証明書の交付を求められた場合、これを示すことができることにして、取引の安全を図ることができると同時に、相手方が本人の承諾なしに登記ファイルを取得できないようにして、本人のプライバシーを守ることになるので、動的安全と静的安全の調和につながる。

3 任意後見契約に関する法律（平成11年12月8日法律第150号）

(1) 意 義

任意後見とは、国が公益的・後見の見地から行う法定後見とは別個の制度であり、本人の私的自治を根拠として認められる、本人に対する自己決定支援というべきものである（財産管理と身上監護ならびに家庭裁判所への報告を主たる内容とする委任契約。前二者に

つき代理権・同意権・取消権を付与する範囲については合意の内容次第)。法令上の根拠としては「任意後見契約に関する法律」つまり任意後見契約法に求められ、同法に定められた方式にて、本人と後見人間の委任契約に基づいて成立するものである(民法典の典型契約である諾成不要式の委任契約とは異なり、公正証書の形式でなされなければならない要式行為)。

法定後見との差異としては、本人の判断能力が正常である時点において、これが低下し不十分となった際に備えて、あらかじめ任意後見受任者(発効後の後見人)と後見契約(委任契約)を締結する点において、判断能力が低下した時点以後になされる法定後見と異なる。もっとも、本契約が発効するのは、(本人の判断能力の低下を認識した)後見人ほか、本人・配偶者・四親等内の親族がする任意後見監督人の選任申立てが家庭裁判所によって受理され、任意後見監督人が就任した時点である。

(2) 法定後見と任意後見の相互関係

法定後見は、任意後見契約法に基づく任意後見契約が本人と後見人予定者との間において締結され、成年後見登記が具備されると、法定後見開始の審判の申立ては却下される旨の規定が存する(同法第10条1項)。民法典が任意規定であること、契約自由の原則を明言していること(民法第521条)の現れである。

なお、法定後見開始の審判の申立てに際し、成年後見登記等がなされていないことの証明書を添付しなければ受理されないので、少なくとも任意後見契約が先行している場合には、両制度が競合することはない(反対に、法定後見開始の審判の申立てが先行している場合が問題である。後述第3の下級審判例の評釈参照)。

(3) 任意後見の諸類型

任意後見契約法に規定される類型は、以下に示す表の将来型であるところ、実際には、将来型単体で後見契約が締結されることは少なく、多くの事例は移行型である(悪質な囲い込み事例では、移行型に藉口した即効型であることもある。後述の下級審判例の評釈参照)。

	態 様	難 点
将来型	本人の判断能力正常時に任意後見契約締結、低下後に任意後見契約発効	正常時には後見人が付かないため、低下を看過する可能性があるため適時に発効しない恐れあり
即効型	本人の判断能力低下後に任意後見契約法に基づく後見契約締結、同時に発効	意思能力を欠く法律行為は無効(民法第3条ノ2)に抵触する恐れあり
移行型	本人の判断能力正常時に、民法の一般規定に基づく委任契約(財産管理と身上監護)を締結、併せて任意後見法に基づく後見契約を締結、低下後に後者発効(後見人はスライド)	家裁の関与を回避するため後者を発効させない(後見監督人選任の申立てをしない)恐れあり

第3 判例研究

1 任意後見の濫用事例の諸類型

法定後見と任意後見の相互関係につき、法定後見は、任意後見契約法に基づく任意後見契約が本人と後見人予定者との間において締結され、成年後見登記が具備されると、法定後見開始の審判の申立ては却下される旨の規定が存する（同法第10条1項）、この規定がネックとなる場合があり、濫用事例（囲い込み事例）、つまり、本人の親族や第三者が、本人と財産管理・身上監護契約（任意後見契約法に基づかない委任の一般規定に基づく後見契約）を締結し、本人に関する法律行為の代理権を独占しつつ、併せて、任意後見契約法に基づいて、代理人たる自分を成年後見人とする旨の任意後見契約を締結し、その登記を具備してしまうことにより、自分以外の親族による法定後見開始の審判を妨害する事例（タイプⅠ）が散見される。

もっとも、このタイプⅠであれば、本人も承知のうえでの財産管理・身上監護契約が先行するので、一概に濫用事例とは言い切れないものの、悪質な事例もあり、例えば、本人の囲い込みをしていた一部の親族が、自分以外の親族が法定後見開始の審判を申し立てた途端、家庭裁判所からの後見開始の是非に関する意見聴取に対して反対と回答し、併せて本人に関する診断書の親族間の共有や家庭裁判所への提出を拒否することにより要鑑定に持ち込む。そのうえで、裁判所には本人に対して鑑定を強制する権限がないことを奇貨として、裁判所が選任した鑑定人医師と本人の面会すらも拒絶し、鑑定不能に持ち込む。そして、その間に時間稼ぎをなし、身上監護契約と任意後見契約法に基づく登記を具備し、法定後見開始の審判の申立てを却下させてしまうという悪質な事例が出現している（タイプⅡ）。

そして、タイプⅠとⅡのいずれであったとしても、囲い込みに成功した親族は、自分に本人の私財を遺贈する旨の本人名義の遺言を作成させたいと、本人の事理弁識能力が怪しくなってきたとしても、家庭裁判所に対して後見人たる自分を監督する後見監督人選任の申立てをすることなく、そのまま本人を飼い殺しのような状況に置き、または、後見監督人についても、意を通じた人物を選定しておいて、本人判断能力が低下したときに、家庭裁判所に対して、その人物を選任するよう申立てることにより、やがては本人の私財をわが物にしようとする事例も存在する（タイプⅢ）。

そのうえで、念を入れて公正証書遺言を作成させる事例すらもある。公正証書遺言は、公証人（その多くは検事や判事の退官者）が作成し、証人も2名付くことから、その真実性は担保されると思いがちであるが、それは誤解である。そもそも公証人には本人との面接義務がなく、また、面接した結果、本人の事理弁識能力に疑義をも抱いたとしても、本人や身上監護契約の後見人が調査拒否すると、調査を強制する権限がないからである（タイプⅣ）

本稿において検証し評釈する、東京家庭裁判所家事第1部令和3年12月20日審判

(判例集等未登載・控訴)は、タイプⅠ～Ⅳの要素をすべて備えた事例であり、後見人と後見家督人は同じ宗教法人の法務部に所属する法曹(弁護士)であった(申立人が控訴したためなのか、後見監督人の選任申立てはなされていない)。

2 事実の概要

Xは本人A(女性・子なし。弁護士・当時88歳・現存命)の甥であり、Aの実姉Bの長男である他、Aに対する本件法定後見開始の審判の申立人である。Y1(女性)はAが所長を務める法律事務所(Aの住居も兼ねるマンションのA所有一室)の勤務弁護士であり、Aとの間において委任の一般規定に基づく財産管理・身上監護契約を締結し、Aの私財の管理についての代理権を授与されている他、Aと任意後見契約法に基づく成年後見契約を締結し、その登記を備えている。

Y2はAとBの異父妹であり、Aの法律事務所に事務員として勤務し(週1・半日程度、後期高齢者のため勤務実態はない。実態は介護タクシー(介護資格者が同乗)で事務所に週1で出ていたAの介護)、A名義の預貯金等の個人財産を事実上占有使用している(Aと同居することなく、50kmほど離れた場所に自分の家族と居住)。

なお、Xが本件申立てをなした時点において、Y1はAとの間において財産管理・身上監護契約と任意後見契約(形の上では移行型の契約形式)を締結していなかった。

Y1はY2よりX申立ての事実を聴取し、Y2が法定後見開始の審判に反対する旨の回答を家庭裁判所になし、要鑑定の事態に持ち込んで時間稼ぎをしている間に、慌ててこれらの手続きを行ったものである(僅かひと月ほどの間)。

また、XがBと相談のうえ本件申立てに踏み切った際、Y2のみがAに対する法定後見開始に反対したため、Aに対する家裁の精神鑑定が必要となったところ、Y1は、その実施当日これを妨害し、Aを鑑定医とXおよびBに会わせなかった。

なお、XとBは、家庭裁判所が選任した鑑定医によるAの精神鑑定当日(実施場所はAが入居するサービス付き高齢者住宅(賃貸)のA居室)、鑑定実施時刻に先立ち、本人Aの安否確認のため所轄警察署を訪問し通報した。Y1と介護施設長(Y1や後見監督人予定者(こちらも弁護士)と同じ宗教法人の幹部)は同署の警察官三名より事情聴取を受けた。Xはその旨を家庭裁判所に通知した。

なお、Xは本件申立てに際し、家庭裁判所の担当書記官より、本人Aにつき後見等の登記が存在しないことの証明書を添付するようにとの指示を受けたため、これを法務局より取得し、申立書に添付して提出していた。

3 審判要旨

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 手続費用は申立人の負担とする。

理由の要旨

1 申立ての趣旨

本人について後見を開始する。

2 当裁判所の判断

- (1) 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない（家事事件手続法 119 条 1 項本文）。

しかし、一件記録によれば、本人は、当初は鑑定に応じる意向であったものの、その後、代理人を介して、申立人の対応等を理由に鑑定に協力できない旨を申立人及び当裁判所に対して表明したことや、当裁判所が指定した鑑定医も、鑑定のための診察をするために本人が入居している施設を訪問する準備をしていたが、申立人から本人が所在不明であるため診察できないとの連絡を受け、本人を診察することができなかったことなどが認められる。したがって、本件において、本人について鑑定をすることができないといわざるを得ない。

- (2) また、申立人は、本人が要介護認定を受けた旨主張し、これを裏付ける資料を提出するが、その他に、本人が認知症にり患していることや、本人が後見開始相当の状態にあることを医学的知見から裏付ける資料は何ら見当たらない。したがって、本人について明らかに鑑定の必要がない（同項ただし書）とも認められず、本人について後見開始の審判をすることはできない。

- (3) なお、これらの点を措くとしても、本人は、令和 3 年 9 月 30 日、弁護士 Y1 との間で、同人を任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、同年 10 月 4 日、その旨の登記がなされているところ、任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のために特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる（任意後見契約に関する法律 10 条 1 項）。

しかし、一件記録を精査しても、本人の利益のために後見開始の審判を行うことが特に必要と認めるに足りる資料は見当たらない。

3 結 論

以上によれば、本件申立ては理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり審判する。

令和 3 年 12 月 20 日
東京家庭裁判所家事第 1 部
裁判官 ○○ ○

4 抗告要旨

申立人 X は、既往の却下審判を受け、ただちに控訴したため、現在、東京高等裁判所に本件の控訴審が繫属中である。

抗告の趣旨

- 1 原審判を取消す。
- 2 本人 A について後見を開始する。
との審判に代わる裁判を求める。

抗告の理由

- 1 抗告人（申立人）X は、東京家庭裁判所令和 3 年（家）83209 号後見等開始請求事件につき、令和 3 年 12 月 20 日、「1 本件申立てを却下する。 2 手続費用は申立人 X の負担とする。」との審判を受けた。
- 2 しかしながら、原審の判断には誤りがある。

本人 A の意思能力や事理弁識能力は、令和元年 10 月 25 日審査の「介護認定調査会資料〔取扱注意〕」に含まれる主治医意見書項目や認定調査員の認定調査票（特記事項）によると、著しく減弱していることが客観的に明らかである（要介護認定は要支援認定と異なり、思考力の低下が前提条件）。

本件資料の直接の目的は、本人 A に対する介護の要否ないし程度を明らかにして、具体的な介護費用の算定に資するものであるが、その判断の前提として、本人の精神状態に関する医学的判断と認定調査員の行動観察所見が記載されており、それら諸般の事情を当審査会が総合考慮して（一次審査と二次審査）、本人 A に対する介護の要否ないし程度を決定している。とりわけ、同資料中の〈5 認知機能・状態の安定性の評価結果〉のうち、認知症高齢者の日常生活自立度（主治医意見書と認定調査結果は何れも 3a、本人 A は認知症と公定されている）と認定調査員の行動観察記録（第 5 群 2 金銭の管理 全介助）はまさに、本人 A の意思能力や事理弁識能力の有無ないし程度という法律上の判断に資するものであり、単なる一医師の診断書よりも、その客観性において凌駕するものである。なお、介護認定調査会は、医療・保険・福祉の学識経験者で構成されている。

ところが原審は、本件においては（囲い込み事例のため）鑑定実施不可であったこと、鑑定書に代わる診断書もなかったという一事を以て、本人 A の意思能力には問題なしとの前提のもと、本人 A が鑑定を拒否している、認知症罹患や後見相当であることを裏付ける資料がない、などと認定している。のみならず、本人 A と弁護士 Y1 氏との間において締結された任意後見契約とその登記具備についても、本人 A の意思能力には問題なしとの前提のもと、これを有効となし、法定後見開始を「とくに

必要」とする場合にも当たらないと認定している。

以上のことを前提として、原審は、家事事件手続法第119条1項ただし書が、鑑定を不要とする例外を診断書がある場合に限定していないことに鑑みれば、医学的知見を踏まえて作成される介護認定調査会資料も、この例外にあたる余地を精査するべきであった。また、当審査会資料の医学的所見や行動観察所見を斟酌し、本人Aの意思能力の有無ないし程度と、任意後見契約の有効性に疑義を呈するべきであった。さらにいうのであれば、任意後見人弁護士Y1氏が提出を予定していた、かかりつけ医の鑑定書なるものを証拠方法として採用し、その信用性を審査するべきであった。

かりに、本人Aに意思能力があり、任意後見契約は有効であるとしても、本人Aの私有財産を一手に握る異父妹Y2が、本人A名義の預金を使用し、未使用であった今後使う見込みのないY2名義の墓所2か所の原状回復（墓じまい）を行うなど、決して潤沢とはいえない本人Aの財産を私的流用している事実（氷山の一角）などに鑑みれば、本人Aの財産を守るためにも、法定後見開始を「とくに必要」とする場合にあたる余地を検討するべきであった。

ましてや、抗告人Xは、「登記されていないことの証明書」を東京法務局より得て（令和3年9月13日）、本件を申立てているので、任意後見登記（同年10月4日）が存在することを理由の一つとして、本件申立てを却下するべきではなかった。

なお、本件については代理人弁護士を選任した。証拠資料等は追って提出する。

3 以上のように、原審判には、審理不尽と法令解釈の誤りがあるので不当である。

4 よって抗告の趣旨どおりの裁判を求めるため、即時抗告の申立てをする。

5 評 釈

(1) 現行法の解釈の限界

高齢者の扶養は親族の義務であるが、例えば、ある程度の財産を保有する高齢者が認知症を抱えた要介護者となった場合、一部の親族や第三者が要介護者を囲い込み、その財産を私的に流用し、遺贈させるなどの事案が散見される。扶養に藉口した私財の使い込みは違法行為（横領・背任）に外ならないので、他の親族がこれを阻止するべきことは当然であり、家庭裁判所への法定後見開始の審判の申立ては適例である。

しかしながら、囲い込んだ親族が後見開始に反対し、精神鑑定を妨害すると、鑑定を不要とする例外事由が認められない限り、裁判所は当該申立てを却下せざるを得なくなる（争点1）。くわえて、例外事由の有無についての審理中であったとしても、任意後見契約法に基づく成年後見契約の締結は可能であることから（争点2）、精神鑑定に反対し、法定成年後見の開始を妨害した親族が、本人の事理弁識能力の低下につき、鑑定できないことから医学的確証を得られないことを奇貨として（争点3）、本人と同法に基づく成年後見契約を締結し（即効型）、または、本人と委任の一般規定に基づく

財産管理・身上監護契約を締結しつつ、同時または順次に、任意後見契約法に基づく成年後見契約を締結してしまう（移行型を偽装した即効型）（争点4）。この点に関し、同法に基づく任意後見契約は公正証書の形式にて作成しなければならない要式行為なので、公証人が必ず契約締結過程に関わることから、本人の意思能力の有無ないし程度につき見極める機会があるが、公証人の権限は形式的審査権にとどまることから実体審理することができない、つまり証拠調べは不可であり、人証や書証を強制的に収集することはできない（争点5）。

以上のような現行法制の建前を追認し、消極的に判断すると、原審判の主文と理由に示された解釈に落ち着かざるを得ない。しかしながら、この結論は、介護保険制度のなかに成年後見を組み込み、その利用を促進しようとしている国の方針に逆行するものであり（片手落となって車の両輪ではなくなるし、また真の共生社会の実現も遠のく）、本人の合理的意思にも背馳することから、その自己決定権支援やノーマライゼーションにも反する結果となる。この結果を到底是認し得ないことは論を俟たない。

（2）争 点

争点を整理すると、以下のようになる。

（一）家事事件手続法第119条1項ただし書「明らかに鑑定の必要がない」の解釈。

医師の診断書がある場合に限られず、介護保険から支出される保険金の額を決定するため、本人の要介護度を見極めるための介護認定調査会資料を含めることができるのか。

（二）任意後見契約法第10条1項（任意後見優先の原則）の解釈。後見開始の審判申立てに際し、成年後見登記がないことの証明書を法務局より所得し、これを添付して申立てをなしているにもかかわらず（家庭裁判所の指示）、手続き中に（本人を囲い込んでいる）親族と（囲い込まれている）本人が任意後見契約法に基づく後見契約を締結し、その旨の登記を備えたと、先行していた後見開始の審判の申立ては却下されるが、それでよいのか。

（三）精神鑑定に反対し、法定成年後見の開始を妨害した親族が、本人の事理弁識能力の低下につき、鑑定できないことから医学的確証を得られないことを奇貨として、本人と委任の一般規定に基づく財産管理・身上監護契約を締結しつつ、同時または順次に、任意後見契約法に基づく成年後見契約を締結した場合（移行型を偽装した即効型）における、これらの契約の効力。

（四）面接妨害禁止の仮処分の実効性。

(五) 公証人法第 26 条・35 条の解釈。公証人の権限は、要件不備の有無と当事者の陳述内容の正確な聴取という形式的審査権のみであり、事実の有無や権利義務の存否に関する調査（証拠調べ）などの実質的審査権を有しない。ゆえに、本人の意思能力の有無ないし程度について調査を強制する権限はないが（面接権もない）、それでよいのか。

(3) 各争点についての検討

(一) について

成年後見等のための医師の意見書は、介護認定調査会が主治医に求める意見書に相当する資料であり、家庭裁判所所定の本人情報シートも、介護認定調査票の（特記事項）に相当するので、介護認定調査会資料を、医師の診断書と同じく、法定後見開始の審判における本人の事理弁識能力の判定に供することは十分に可能である。また、医師の診断書が疾病名を特定し記載するものであるのに対し、介護認定調査票の（特記事項）は、本人の日常生活における判断能力の合理性について記載したものであり、物事に対する是非弁別能力の有無ないし程度を、医師や、厚生労働省管轄下の訓練を受けた社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家が本人を観察して判定した結果を記載しているので、（単なる疾病の有無ないし程度を記載した診断書よりも却って）まさに意思能力や事理弁識能力の有無ないし程度の判定に資する資料といえる。

以上により、家事事件手続法第 119 条 1 項ただし書は、後見等開始の審判をなすに際し、「明らかに鑑定の必要がない」場合につき、とくに制限を設けていないことから、医師の診断書がある場合に限定する必要はなく、そこに介護認定調査会資料を含めることも可能と考える。

(二) について

争点（四）と関連するが、Y1 の面接妨害禁止の仮処分により、Y1 の面接妨害を回避しつつ、A に対する鑑定を実施することも考えられるが、(四) にて検討したとおり、本審判の事例に対しては実効性が乏しいと結論した。結局のところ、申立人 X としては、事後的に任意後見契約法第 10 条 1 項の濫用（民法第 1 条 3 項）を主張するくらいしか手立てはない。

事態を直視すると、そもそも任意後見契約法そのもの、少なくともこの条項さえなければ、本件のような任意後見の濫用事例も発生しないことから、この規定の見直しが必要である。見直しをしないのであれば、責めても限定解釈、つまり、法定後見開始の審判の申立てが先行し、申立ての時点において、成年後見登記等がないことの証明書が添付されていた場合には、この条項は適用されず、法定後見却下の審判がなされた場合のみ適用されるとする解釈をとるべきである（要するに、本条項は任意後見契約

の締結と後見登記が法定後見開始の審判の申立てに先行する場合のみ適用されると解釈するという意味)。

このような濫用事例を生むからこそ、そもそも任意後見契約法自体が無用の長物であり、この法令がなかったとしても、委任の一般規定により財産管理と身上監護契約を締結し、本人の意思能力が怪しくなった時点において、受任者たる後見人が法定後見開始の審判を申し立てれば足りる、との批判が絶えないのである。中途半端な欠陥法と断言しても差し支えない任意後見契約法を、まっとうな法律として更生させるのであれば、本条項の見直しは必須不可欠である。

(三) について

争点(二)において検討したように、現状、任意後見契約法が存在し、とりわけ同法第10条1項に任意後見優先の原則が規定されていることにより、却って任意後見の濫用、つまり法定後見を阻止し、囲い込みを既成事実化するための方途として濫用する事例が散見され、今後においても根絶する見込みがないことに鑑みると、

- ① 囲い込みと申しき事実が存し、
- ② 本人に対する法定後見開始について親族間に意見対立(精神鑑定不能)が存し、
- ③ 意見対立が顕在化した後、余りにも短い期間内に一部の親族により本人と任意後見契約法に基づく後見契約が締結され、後見登記が具備された場合には、

法定後見開始を阻止する目的であったと認定し、同法第10条1項の「本人の利益のために特に必要があると認めるとき」に該当するとして、法定後見開始の審判を開始することができる、などの手当てが必要と考える。

もっとも、法定後見開始の手続きに戻ったとしても、本人の精神鑑定に反対することは可能であることから、結局のところ開始できないことになり、申立てを却下される憂き目に遭うことになる。ゆえに、(一)の争点にて述べたように、介護認定調査会資料(とりわけ医師の意見書の部分)を、開始手続きに必要な診断書の代替として認める必要がある。

(四) について

仮処分については、一般論としては、ある程度の実効性を期待できると思われる。この論点につき、つぎのような先例(横浜地決平30.6.27仮処分決定事件)が存する。本件評釈に必要な限度にて引用する。

2 被保全権利の存否について

債権者X(債務者Yの兄)はAB夫婦の子であるところ、前記認定事実のとおり、ABはいずれも高齢で要介護状態にあり、アルツハイマー型認知症を患っていることからすると、子が両親

の状況を確認し、必要な扶養をするために、面会交流を希望することは当然であって、それが両親の意思に明確に反し両親の平穏な生活を侵害するなど、両親の権利を不当に侵害するものでない限り、債権者 X は両親に面会をする権利を有するものといえる。そして、前記認定事実のほか、債務者 Y（債権者 X の妹）提出の証拠及び本件に顕れた一切の事情を考慮しても、債権者 X が AB と面会することが両親の権利を不当に侵害するような事情は認められないことから、本件被保全権利は一応認められる。

3 保全の必要性について

前記認定事実によると、AB が現在入居している施設に入居するに当たり債務者 Y が関与していること、債務者 Y が債権者 X に両親 AB が入居している施設名を明らかにしないための措置をとったこと、債権者 X が AB との面会に関連して、家庭裁判所に親族間の紛争調整調停を申し立てる方法をとってもなお、債務者 Y は家庭裁判所調査官に対しても AB の所在を明らかにせず、調停への出頭を拒否したこと、本件審尋期日においても、債務者 Y は、債権者 X と AB が面会することについて協力しない旨の意思を示したことが認められる。これらの事情を総合すると、債務者 Y の意向が AB の入居している施設等の行為に影響し、債権者 X が現在両親 AB に面会できない状態にあるものといえる。また、債務者 Y の従前からの態度を考慮すると、上記の状況が改善する可能性は乏しいものといえ、今後も、債務者 Y の妨害行為により債権者 X の面会交流する権利が侵害されるおそれがあるものといえる。なお、債務者 Y は、AB の意向を尊重しているだけで、債務者 Y が債権者 X と AB との面会を妨害している事実はないなどと主張するが、前記のとおり、債務者 Y の行為が、債権者 X が AB と面会できない状況の作出に影響していることは否定できない。以上によると、債権者 X が AB に面会することにつき、債務者 Y の妨害を予防することが必要であることから、本件保全の必要性も認められる。

4 結 論

よって、本件仮処分命令申立ては理由があるから、これを認容した原決定を認可することとし、主文のとおり決定する。

民事保全法第 23 条（仮処分命令の必要性等）

- 1 項 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。
- 2 項 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。
- 3 項 第 20 条第 2 項の規定は、仮処分命令について準用する。
- 4 項 第 2 項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

筆者が評釈する審判の事例では、申立人 X が仮処分を申立てたとしても、債務者となるべき Y1 は弁護士であって実務の駆け引きに長けていたことから、本人 A の異父妹 Y2 を利用し、A の法定後見（精神鑑定）に反対させて時間稼ぎをなし、わずかひと月という短い期間内に任意後見契約法に基づく後見契約を締結し登記を備えてしまった。この時点において同法第 10 条 1 項に基づく任意後見優先の原則により、X の法定後見開始の審判の申立ては却下されることが確実となっていた。ゆえに、もし X が仮処分を申し立てたとしても、民事保全法第 30 条 4 項本文により、原則として Y1 に対する債務者審尋を必要とすることから（時間が掛かる）、第一回口頭弁論期日（期日を入れるまでに時間が掛かる）から決定に至る前に、Y1 の任意後見登記の具備が先行していたと思われる。

また、仮処分命令が出されたとしても、Y1 は弁護士であることから、ただちに不服申立てをなした、つまり、即時抗告（執行処分の取消し）とともに執行停止を申立てるので、鑑定する暇はなかったと思われる。ゆえに、本決定の射程としては、任意後見が絡まない事案についてのみ妥当する先例ということになろう。

（五）について

公証人の職責に関する一般論として、その職責は、証拠に基づく真相究明による紛争解決ではなく、事実の形式的な証明であり、そのための当事者の口頭または書面に基づく陳述の過不足なき聴取に尽きる（証拠に基づく事実認定ではない）。このことから、公証人法は本人に出頭義務を課しておらず、また、公証人に本人との面接義務を課していない。また、公証人には本人を強制的に調査する（証拠を収集する）権限はなく、本人にも調査を受忍する義務はないので、囑託人本人や代理人の陳述に形式的な瑕疵がなければ、そのまま公証せざるを得ない（公証人法第 26 条の反対解釈）。また、公証人が本人と面接することなしに証書を作成する場合には、書面より「聴取した陳述」のみに基づいて把握した事実に基づいて、法律行為の有効性を判断すれば足りる（同法第 35 条）¹⁴。

かような職責につき、その職名「公証」に鑑みても、任意後見契約法に基づく後見契約の公証についてのみ例外として実質的審査権を認めることはできない。

この理を本審判についてみるに、裁判所は Y1 の主張書面における主張（元判事である公証人が本人確認しているのだから意思能力あり）に沿う形で、何ら問題とすることなく任意後見契約の有効性を認めているが、それでは、面接した公証人に実質的審査権が存することを認めたのと同じ結果になるので不当である。なお、X 側としては、コロナ禍の時期であったことから、A が入居する介護施設が面会謝絶としており、公証役場も、そのポータルサイトにて面接免除の例外を認めていたことから、Y1 は、これを奇貨として、そもそも面接義務がない A を公証人と会わせることなく、本件後

見契約の公正証書を作成させたとみているところ、このことを一切斟酌することなく審判した点においても審理不尽の謗りを免れない。

第4 結 語

成年後見の法的性格が、本人の行為能力を事実上奪い、代理人に意思決定を委ねる“後見”から、本人の現有＝残存能力を可及的に活用し、その自己決定（Autonomy）を尊重する“意思決定支援”へと変化する流れのなかで¹⁵、わが国の成年後見制度においても、本人の私的自治に基づく後見制度である任意後見契約法の制定は、その契機となることが期待されていた。この点、ドイツでは、世話法なる法律を制定施行し、“後見”とは別概念である“世話”という概念を用いて説明していることが注目される¹⁶。

本法施行後、国は幾度となく法定後見を含めた成年後見制度の利用を促す政策を打ち出し、とくに任意後見契約法に基づく任意後見の啓発に努めているが、成年後見全体の利用件数は漸増しているものの、任意後見の活用数が特に増えたとはいえない。

利用の目的と態様についても、事理弁識能力の低下後においてもなお私的自治を認めるという制度趣旨とは程遠い、囲い込みの事後保証手段と化している。その証左として、多くの事例が移行型、つまり、本人の是非弁別がある程度可能うちに、本人と委任の一般規定に基づく財産管理と身上介護に関する委任契約を締結して囲い込み、併せて、任意後見契約法に明規された任意後見優先の原則（同法第10条1項）を濫用し、他の親族の法定後見開始の審判の申立てを阻止する目的で、同法に基づく後見契約を締結し登記を備える態様だからである。しかも、その濫用を任意後見人受任者の多くを占める法曹が率先して行う事例さえも現実に存し、さらには、濫用を阻止すべき立場の裁判所が、その事実を積極的に追認する事例すらも存する有様である（本稿第3における審判例）。

かような現状において、本法そのもの、とりわけ同法第10条1項の任意後見優先の原則を温存したまま濫用事例の蔓延を食い止める方途としては、法定後見開始のために必要な本人の診断書につき（開始について親族間に意見対立があり鑑定不可能な場合）、それに代替する証拠方法として、介護認定調査会資料（医師の意見書）の流用を肯定することが考えられるところ、裁判所は、これを否定し、理由を一切示すことなく「…本人が認知症にり患していることや、本人が後見開始相当の状態にあることを医学的知見から裏付ける資料は何ら見当たらない。」などと判示し一蹴している（本稿第3における審判例）。あまりにも不見識といわざるを得ず、国を挙げて、成年後見と介護保険制度の“連携”を強く推奨し、車の両輪となるべきとする国の政策にも著しく背馳する見解である。

これでは、任意後見契約法が存在しなかった平成11（1999）年までの、委任の一般規定に基づく後見契約＋本人の事理弁識能力が怪しくなった後における法定成年後見

開始の審判の申立ての形式の方が、濫用事例を生む任意後見優先の原則がないぶん、よほどマシであったことにもなりかねない。本法（本条項）の改正は喫緊の課題というべきであり、早急な立法的手当が必要である。

現状、濫用事例の発生を阻止するための残された手段であるが、法定後見開始の審判の申立てが先行した場合、本人について後見登記がないことの証明書を添付することから（家庭裁判所が指導）、これに順位保全効を認め、法定後見却下の審判が出されることを条件として、同法第10条1項を適用し（限定解釈）、任意後見契約法に基づく後見を開始するべきである。

以 上

1 介護保険の利用手続きは、概要以下のとおりである。

〔要介護認定の申請〕

利用者本人や、本人の状況によってはその成年後見人が、市区町村の窓口へ赴き、要介護・要支援認定申請書を作成し、介護保険証（満40歳に達した後、介護保険料を支払っていた満65歳以上の国民に自動交付される保険証書）を添付のうえ要介護認定を申請する。

〔認定調査と主治医意見書の作成〕

市区町村の調査員（専門の訓練を受けた社会福祉士や精神保健福祉士など）が本人の自宅や入居中の介護施設等を訪問し、本人の心身の状態を確認するための認定調査を行う。主治医意見書は、市区町村が本人の主治医に依頼し作成する。主治医がいない場合は、市区町村が指定する診察を受けて作成する必要がある（無償）。この主治医意見書を、成年後見開始の審判における鑑定書の代替として流用することの可否が問題となる。

〔審査判定と要介護認定〕

調査結果書と主治医意見書の一部の項目をコンピューターに入力し、「介護認定調査票」を作成し、全国一律の判定方法により要介護度の判定をする（一次判定）。一次判定と主治医意見書に基づいて「介護認定調査会資料」を作成し、介護認定審査会による要介護度の判定を行う（二次判定）。判定は「要介護認定」として結果が表され、要支援1～2と、要介護1～5までの7段階と非該当（自立）に分類される。要介護度に比例して介護保険支給額（月利用の限度額）が増減する。また、利用できる支援や介護のサービスも異なる。

2 法務省「成年後見制度の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000100568.pdf>
厚生労働省「成年後見制度の現状」<https://www.mhlw.go.jp/content/000973029.pdf>

3 厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000917337.pdf>

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

4 厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画書」p.3

<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>

5 新成年後見制度施行後における、立法や行政の施策の審議過程の分析につき、櫻井幸男「利用促進法における成年後見制度の現状と課題 ―利用促進計画の審議過程に焦点をあて

- 6 神山泰「任意後見契約の優越的地位の限界について」筑波ロージャーナルNo.11,p97-132, 筑波大学 (2012)、法務省民事局「法務省における制度の周知、不正防止の取り組みの現状等」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000580706.pdf>
東京三弁護士会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」
https://niben.jp/niben/books/frontier/frontier201809/2018_NO0809_02.pdf
- 7 未成年者とは満 18 歳未満の自然人である。令和 2 年 4 月 1 日施行改正民法により、満 20 歳であった成年年齢を引き下げて満 18 歳とした。
- 8 例えば、農民が農地を売って資金を作り、都会に出て商売を始めるなど。封建時代であれば、農地は農業経済を支えるインフラ＝支配階級である武家の扶持米・石高を支えるお上からの預かりものであるから、農民がこれ売ることなど考えられない＝農民階級には土地売買に関する権利能力がない。なお、本文の「売買」の意義につき、鍋本由徳教授（日本大学・日本史）より有益なご指摘を受けた。日本法制史の領域に関するご指摘となるが、当時における農地「売買」は、年季を切らずに永久に売り渡すことはしない、つまり、現行民法典に即していえば、売買したとしても、再売買の予約、または買戻しの特約を必ず付す形式のものであり、幕藩体制下において一部許容されたことがあったので（18C 初頭）、本文の意味が、「土地売買の権利がない」、つまり売買不可という意味で用いているのであれば誤解を招く恐れがある、との注意喚起があった。傾聴に値するご指摘であった。
- 9 意思能力（意思無能力）は行為能力（平成 11 年改正前の行為無能力、改正以後の制限行為能力）の前提である、との説明につき、民法典は、行為無能力者（平成 11 年改正以後の制限行為能力者）につき、意思能力の有無ないし程度ではなく、事理弁識能力なる別概念を措定し、これを「欠く常況」（同法第 7 条）、「著しく不十分」（同法第 11 条）、「不十分」（同法第 15 条）という形で類型化している。そこで、意思能力と事理弁識能力の相互関係が問題となるが、事理弁識能力とは自己の行為の結果を「弁識」し得る能力と定義されることから、意思能力と同義と解して差し支えない。
- 10 意思能力の概念は、明治 29（1896）年の民法典総則と財産編の制定当時から、母国ドイツの議論状況に倣い、学説や判例により認められていたが（大審院判明 38.5.11 民録 11 輯 706 頁）、令和 2 年 4 月 1 日施行改正民法により明文化された。
- 11 行為能力とは、本文中において説明したように、行為主体が単独で有効な法律行為をなし得る能力、要するに法律行為能力であるが、これが無制限であるのは成人（現行民法典では満 18 歳以上の自然人）のみであり、制限行為能力者については、民法が定める三種類の行為主体ごとに、その内容が決められている。また、未成年者を除き、いずれの行為主体に該当するのかは、当事者が決めるのではなく、本人・利害関係人・公益の代表者たる検察官（民事の検察官である訟務検事）の申立てを前提として、本人の事理弁識能力の有無ないし程度に鑑みて、家庭裁判所の審判により決められる。
- 12 後見とは、本人に代わって法律行為（意思表示）をなす代理人が付くことを意味するので（平成 11 年改正前であれば未成年者と禁治産者、改正以後であれば未成年者と被後見人）、本人に単独で有効な法律行為をなす余地を残す保佐人が付く場合（平成 11 年改正前であれば未成年者と準禁治産者、改正以後であれば被保佐人と被補助人）を除外することになる。もっとも、広義においては、成年後見なる概念は、未成年者を除く、本人

に保佐人が付く類型(改正前であれば準禁治産者、改正以後であれば被保佐人と被補助人)を含む概念として使われている。なお、妻の無能力に関する条項(平成16年口語化改正前第14条)は、先の大戦後における連合国軍総司令部(GHQ)の対日占領政策の一環としての一連の法改正作業において、日本国憲法が大日本帝国憲法の改正規定を用いる形で制定され、法の下での平等が明文化され(同法第14条)、その派生原則として男女の本質的平等が規定されたことから(同法第24条)、妻の無能力規定は、同法の授權を受ける民法典の違憲条項の一つとして削除された。

13 後見登記等に関する法律 平成11年12月8日法律第152号

14 山倉愛「日本における公証人制度の研究 ―制度、法的責任、実態―」お茶の水女子大学人文科学研究No.14,p.243-257,お茶の水女子大学(2018)

15 先行業績につき、清水恵介「障害者権利条約と民法理論」成年後見法研究No.14,p.40-50,成年後見法学会(2017)、清水恵介「成年後見制度における法定代理と本人への帰責―障害者権利条約時代下の基礎的考察」新井誠先生古稀記念『高齢社会における民法・信託法の展開』p.513-532(2021)、神山泰「意思決定支援をめぐる近時の動向 ―成年後見制度との関係を中心に―」同志社法学No.72-4p.447-48,同志社大学(2020)、飯村史恵「成年後見制度から意思決定支援へ ―自立か保護かの対立を超えて」立教大学コミュニティ福祉研究所紀要No.7,立教大学(2019)、淵野勝弘(医師)「成年後見制度と意思決定支援に関する現状と課題」精神経誌No.121-4,p.282-288(2019)、厚生労働省「意思決定支援を踏まえた後見実務のガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>、日本弁護士連合会「成年後見制度から意決定支援制度へ ―認知症や障害のある人の自己決定権の実現をめざして」https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/58th_keynote_report2_1.pdfなどを参考にした。

16 神山泰「成年後見制度における本人意思の尊重 ―ドイツ世話法との比較から」大原社会問題研究所雑誌No.622,p.2-17(2010)、神山泰＝菅登美枝「成年後見制度の研究 ―イギリス・ドイツとの比較を踏まえて」筑波ロージャーナルNo.8,p.1-33,筑波大学(2010)

Probing the narrative of Molly Bloom in *Ulysses* (1922)

— As a first step towards researching a device of its narratology —

INO Keiya

Introduction

Although we are readers of *Ulysses* (1922), we can make up many various narratives about it, repeatedly constructing and reconstructing it based on information in it. It is common knowledge that allusions are overflowing within and without *Ulysses*. Therefore, when we study narratology closely, *Ulysses* is a desirable text. In this paper I will focus on Molly Bloom, especially her monologue in “Penelope” to carry out research on narratology. At first I try to construct a narrative on Molly primarily based on her monologue. In the next place Molly will be valued as both symbol and flesh. And then characteristics of her monologue will be pointed out. I believe that features of style in the work enable us to study narratology actively.

1. Existence of Molly Bloom in *Ulysses*

Although Molly Bloom is a fictional character in the text of *Ulysses*, we, readers of *Ulysses*, tend to forget the plain fact: she doesn't exist in actuality but exists in the text of *Ulysses*. This is an inconsistent point. Nevertheless, we have tried to read her personality into her monologue of “Penelope”. In fact she has been rumored around and studied closely not only by many characters in *Ulysses* but also by readers of *Ulysses*. Much information about her is abundant in *Ulysses*. To probe the depth of the text, assembling her profiles based on the text anew is worth doing. Many aspects of her identity will be found by digging up her parents' names, her birthday, her birthplace, her education and so forth. Finding many aspects of her is understanding plural Molly Blooms. Thanks to them her personal history and animated narrative can be constructed and reconstructed minutely. At the same time finding many aspects of her will prove that how thick the density of the text is. Plural Molly Blooms allow us to research the quality of the text of *Ulysses*.

At first we can construct a narrative of Molly Bloom based on mainly her monologue

in “Penelope”. Her father, Marian Brian Tweedy was born in 8 September in 1870 in Gibraltar. Her mother is Lunita Laredo. Molly remembers her child days in Gibraltar in 1870s in her monologue but she doesn’t have recollection of her mother. She was motherless for one reason or another. When Ulysses Simpson Grant¹ visited Gibraltar to meet Mr. Sprague², she heard the gun booming in 17. When she was in adolescence in early 1880s, she had fond memories of enjoying the night boat from Tarifa the lighthouse and thinks of being unable to return to the sweet old days.

Molly was sexually awakened between 1884 and 1885. She saw two young naked soldiers off Margaret Strand and they deliberately exposed themselves to her, pretending to urinate. She tried to masturbate with a banana and an old servant named Ines told her that getting one drop of men would be dangerous for women. In May 1886 when Mulvey, a young English naval officer, saw her outdoors for the first time, she was conscious of his watching her. Later he sent a love letter to her for asking to date. He kissed her under the Moorish Wall during their first dating. She recollects the scene not emotionally but fondly.

he [Mulvey] was the first man kissed me under the Moorish Wall my sweetheart when a boy it never entered my head what kissing meant till he put his tongue in my mouth his mouth was sweetlike young I put my knee up to him a few times to learn the way what did I tell him I was engaged for fun to the son of a Spanish nobleman named Don Miguel de la Flora.

(U 18.769-73)

When she remembers the scene, she is calm enough to enjoy it. She repeats fondly the words “kiss” and “sweet” and telling a fib for fun that she was engaged to “the son of a Spanish nobleman named Don Miguel de la Flora”. Mulvey and Bloom are fused in the end of her monologue.

Gibraltar as a girl where I was a Flower of the mountain yes when I put the rose in my hair like the Andalusian girls used or shall I wear a red yes and how he kissed me under the Moorish wall and I thought well as well him as another and then I asked him with my eyes to ask again yes and then he asked me would I yes to say yes my mountain flower and first I put my arms around him yes and drew him down to me so he could feel my breasts all perfume yes and his heart was going like mad and yes I said yes I will yes. (U 18.1602-9) (My underline)

Since monologue is a free association, she is not necessarily arrested by time series and correct space-time. She equates Bloom with Mulvey in her monologue when Bloom makes a proposal to her in the rhododendrons on the hill of Howth in Dublin.

Why did Molly recall Mulvey when Bloom proposed to her? What affection does she have about Mulvey? Mulvey was the first man who kissed her and her first lover. The following scene is their last tryst before he leaves Gibraltar for India.

I had that white blouse on open in the front to encourage him as much as I could without too openly they were just beginning to be plump I said I was tired we lay over the fir-tree cove a wild place I suppose it must be the highest rock in existence the galleries and casemates and those frightful rocks and Saint Michael's cave with the icicles or whatever they call them hanging down and ladders all the mud plotting my boots I'm sure that's the way down the monkeys go under the sea to Africa when they die the ships out far like chips that was the Malta boat passing yes the sea and the sky you could do what you liked lie there for ever he caressed them outside they love doing that it's the roundness there I was leaning over him with my white rice-straw hat to take the newness out of it the left side of my face the best my blouse open for his last day transparent kind of shirt he had I could see his chest pink he wanted to touch mine with his for a moment but I wouldn't let him he was awfully put out first for fear you never know consumption or leave me with a child embarazada that old servant Ines told me that one drop even if it got into you at all after I tried with the Banana but I was afraid it might break and get lost up in me somewhere because they once took something down out of a woman that was up there for years covered with lime salts they're all mad to get in there where they come out of you'd think they could never go far enough up and then they're done with you in a way till the next time yes because there's a wonderful feeling there so tender all the time how did we finish it off yes O yes I pulled him off into my handkerchief pretending not to be excited but I opened my legs I wouldn't let him touch me inside my petticoat because I had a skirt opening up the side I tormented the life out of him first tickling him I loved rousing that dog in the hotel rrrrrsstt awokwokawok his eyes shut and a bird flying below us he was shy all the same I liked him like that moaning I made him blush a little when I got over him that way when I unbuttoned him and took his out and drew back the skin it had a kind of eye in it they're all Buttons men down the middle on the wrong side of them Molly darling he called me what was his name Jack Joe Harry Mulvey was it yes (U 18.787-818) (My underline)

According to her monologue she unbuttoned the top of her white blouse purposely in the front to encourage him and he caressed her. Besides, she pulled him out and ejected his semen. But her excited feelings may not be felt. Remembering the scene, she is calm enough not to recall his full name, but her repeating 'yes' proves that she accepted him as her beloved man. When she accepted Bloom in the end, she was reminded of Mulvey, therefore, the two men are fused in her consciousness and at the same time her 'yes' is heard.

Molly sent off the fleet Mulvey got on on a Sunday morning and kept the memorable handkerchief under her pillow. After a while he escaped her memory and the Tweedys probably moved to Dublin from Gibraltar after June in 1886. Bloom and she met at Mat Dillon's in Roundtown in Dublin in 1887. Since then she and Bloom often met at the home of Mat Dillon's. For example, she and Bloom played bowling there in 3 May in 1887. They fell in love and he proposed to her on the hill of Howth. She married him in 8 October in 1888. She conceived a child, who would be named Milly, and Milly was born in 15 June in 1889.

The Blooms lived in Lombard Street West, which was in the old Jewish part of Dublin, from 1892 to 1893. They moved to Raymond Terrace before or during March in 1893. They lived happily in Lombard Street West and Raymond Terrace. Rudy was born in 29 December in 1893, but he died in 9 January in 1894, aged eleven days.

I suppose I oughtnt to have buried him in that little woolly jacket I knitted crying as I was but give it to some poor child but I knew well Id never have another our 1st death too it was we were never the same since O Im not going to think myself into the glooms about that any more (*U* 18.1448-51)

Since Rudy died the relationship between Molly and Bloom has changed ("we were never the same since"). According to catechism in "Ithaca" "their last complete sexual intercourse" was Tuesday, 27 November in 1893.³ They haven't complete sexual intercourse for about eleven years because they might be afraid of another stillbirth. Death of Rudy casted a dark shadow over the Blooms.

Lieutenant Stanly G. Gardner was Molly's lover during the Boer War (1899 – 1902). There is a list of lovers of Molly in "Ithaca", but the name of Gardner is not cited for some reason or other.⁴ Still Molly recalls Gardner as a former lover in her monologue. He first saw her at a concert and they became intimate. Strangely she gave him a gold Gladdgh ring Mulvey gave her, but it is because Gardner was regarded as her

lover as Mulvey was. Their affair was ended because he must go to war for South Africa. This is a scene of their last farewell.

He [Gardner] was a lovely fellow in khaki and just the right height over me Im sure he was brave too he said I was lovely the evening we kissed goodbye at the canal lock my Irish beauty he was pale with excitement about going away or wed be seen from the road he couldnt stand properly and I so hot as I never felt they could have made their peace in the beginning or old oom Paul and the rest of the other old Krugers go and fight it out between them instead of dragging on for years killing any finelooking men (*U* 18.389-406) (My underline)

That he was excited during their last farewell can be perceived, but she recalls the scene calmly enough to think of losing “a lovely fellow” or “any finelooking men”. After all Gardner died of fever.

I hate the mention of their politics after the war that Pretoria and Ladysmith and Bloemfontein where Gardner lieut Stanley G 8th Bn 2nd East Lancs Rgt of enteric fever (*U* 18.387-9)

She hates the war, but she doesn’t moan or weep for his death, that is to say, her sentimentality isn’t found.

Presumably the Blooms moved to 7 Eccles Street in 1903. Molly and Blazes Boylan met for the first time at the D.B.C. (Dublin Bakery Company) in Dame Street in 1904. She accidentally treaded his foot there when she went to the toilet. The Blooms attended a dance with Boylan in 29 May in 1904. Boylan grabbed hold of her hand on their way home.

and the last time he [Bloom] came on my bottom when was it the night Boylan gave my hand a great squeeze going along by the Tolka in my hand there steals another I just pressed the back of his like that with my thumb to squeeze back singing the young May moon shes beaming love because he [Bloom] has an idea about him [Boylan] and me hes not such a fool (*U* 18.77-81)

This is a beginning of Molly’s adultery with Boylan. Bloom noticed their affair, but rather than stopping their affair, strangely he permits it tacitly. Bloom sent Milly out

for apprenticeship to a photograph shop in Mullingar early June probably for their adultery. The Blooms sent presents to Milly for her birthday in 15 June in 1904.

The following events about Molly are those which happened in 16 June in 1904. She arose past 11:00 a.m. on the bed in the house of 7 Eccles Street and received a letter from Boylan. According to the letter, he comes to the house at 4:00 p.m. for talking about a next concert tour, but this is only an excuse. He visits the house for relation with her during her husband's absence. She had a breakfast Bloom had cooked. After Bloom went out, some tradesmen called her and she thought of returning a pair of ruined stockings. She rearranged some furniture in the house. For that reason Bloom bumped into some furniture after his returning 2:00 a.m. in 17 June. She threw a coin to a one legged sailor from the window 3:00 p.m.. We can see the scene in "Wandering Rocks".

He [a one legged sailor] swung himself forward in vigorous jerks, halted, lifted his head toward a window and bayed deeply:

—*home and beauty*.

The gay sweet chirping whistling within went on a bar or two, ceased. The blind of the window was drawn aside. A card *Unfurnished Apartments* slipped from the sash and fell. A plump bare generous arm shone, was seen, held forth from a white petticoatbodice and taut shiftstraps. A woman's hand flung forth a coin over the area railings. It fell on the path.

(U 10.246-53)

"A plump bare generous arm" and "A woman's hand" are hers. She also recalls throwing a coin to the crippled sailor from the window in "Penelope".

I never know the time even that watch he gave me never seems to go properly Id want to get it looked after when I threw the penny to that lame sailor for England home and beauty (U 18.344-7)

It seems that throwing a coin to the crippled sailor was a deeply impressive for her because he sang "The Death of Nelson", whose lyric is patriotic for England against Napoleon.

'Heav'n fights upon our side! The day's our own,' he cried! 'Now long enough I've lived! In honor's cause my life was pass'd, In honor's beauty, I fall at last. For England, home and beauty.'⁵

The crippled sailor is Irish, but he fought for England though England isn't his country. Mulvey and Gardner fought for England too. Hearing "The Death of Nelson", she was reminded of former lovers, who fought for England and died, so she sympathized the crippled sailor and threw a coin. Wounded soldiers are possibilities of Mulvey and Gardner after the war.

Molly had a romance with Boylan in 7 Eccles Street about 4 p.m. and after. They had an arousal sexual intercourse after practicing singing "Love's Old Sweet Song".

I can feel his mouth O Lord I must stretch myself I wished he [Boylan] was here or somebody to let myself go with and come again like that I feel all fire inside me or if I could dream it when he made me spend the 2nd time tickling me behind with his finger I was coming for about 5 minutes with my legs round him I had to hug him after O Lord I wanted to shout out all sorts of things fuck or shit or anything at all only not to look ugly or those lines from the strain who knows the way hed take it you want to feel your way with a man theyre not all like him thank God some of them want you to be so nice about it I noticed the contrast he does it and doesnt talk I gave my eyes that look with my hair a bit loose from the tumbling and my tongue between my lips up to him the savage brute Thursday Friday one Saturday two Sunday three O Lord I cant wait till Monday (*U* 18.583-95)

She was excited at and satisfied with their sexual intercourse. After that they ate potted meat and drank port together and he went out to buy the final version of the *Evening Telegraph*. Reading the *Evening Telegraph*, he knew that he lost a bet in the Gold Cup horse race. He tore up the tickets in anger and left 7 Eccles Street.

Molly fell asleep in the bed. A roll of thunder aroused her during her sleeping past 10:00 p.m.

I popped straight into bed till that thunder woke me up God be merciful to us I thought the heavens were coming down about us to punish us when I blessed myself and said a Hail Mary like those awful thunderbolts in Gibraltar as if the world was coming to an end (*U* 18.133-7)

Hearing a crack of thunder, she had a sense of guilties for her adultery because she considered a roll of thunder to be God's anger. For all that she seemed to be equanimity. She spoke with Bloom after he returned home, and then her monologue began before she slept.

and then I asked him with my eyes to ask again yes and then he asked me would I yes to say yes my mountain flower and first I put my arms around him yes and drew him down to me so he could feel my breasts all perfume yes and his heart was going like mad and yes I said yes I will Yes.

(U 18.1606-9)

She recalls the scene in which Bloom proposed to her and accepted his proposal. Her feelings are in favour of Bloom, not Boylan. The relationship of her and Bloom may change hereafter. The narrative of her won't end by reason of reader's imagination. This is only one of narratives about Molly Bloom. Narratives about her will be created by many readers. At the same time the bottomless depth of text of *Ulysses* will be admitted.

2. How can Molly's narrative be viewed?

Information about Molly is abundant in *Ulysses*, therefore, a narrative of her will be surmised or constructed repeatedly even though it may be incorrect or inexhaustible. What can be pointed out by gathering fragments of information about her and constructing narratives about her based on them? Molly Bloom exists only in *Ulysses*, in other words, text creates Molly Bloom especially in her monologue in "Penelope". At first her monologue without punctuation can be given a meaning as the following indication.

The lack of punctuation symbolizes the lack in Molly's mind of the laws and rules of the "built" world, and the rhythms flow like water, which frequently in the novel is associated with sex, eternal recurrence, continuation.⁶

As for her monologue without punctuation, she can ignore "the laws and rules of the "built" world" and accept various contradictions at the same time. This comment is convincing.⁷ Besides, she is a symbolical woman while regarded as an incarnate one. Since the text creates her, it is possible for many various images to be filled into her.

she [Molly] is sexuality incarnate, yet for ten years has lived without sexual intercourse; she is faithful Penelope, weaving then unweaving a sexual tapestry; she is fickle Cressida, giving Mulvey's ring to Gardner; she is seductive Helen, attracting

all of Dublin's males; she is, potentially at least, the virgin / mother – whore / hag, the triple goddess, and her birth date is the same as the Virgin's.⁸

According to this reading she has symbolical elements such as “Penelope”, “Cressida”, “Helen”, “Virgin”. Thus we can discover many various images in Molly Bloom, that is to say, plural Molly Blooms.

Though Molly is one of fictional characters in *Ulysses*, many critics try to examine her as a real person. Joseph Heininger tries to read her from the viewpoint of a consumer who is influenced by advertisements for women.

By fetishizing her body to excite male desire, Molly participates in consumerism's perverse dialectic. She assimilates the images of women offered by the commodity system and tries to transform herself by its magic, rather than maintaining her body's singularity and autonomy. For example, she reminds herself to try again “that anti-fat” (18.455-56), one of many patent medicines which promised “to quickly remove all superfluous flesh, improving the health and figure” (see fig. 8.3). These products were heavily advertised in newspapers and magazines at the end of the nineteenth century, and were very popular with consumers.⁹

She is influenced by advertisements in newspapers and magazines as a consumer. Indeed in this reading she is not regarded as a symbolical woman but an ordinary woman who focuses on medicines to lose her weight and be in good for her health and figure.

Garry Leonard points out that Molly is conscious of playing a role as a performer for men.

Certainly one could argue that Molly exhibits some phallocentrism in this passage, and that she appears to be more of a male fantasy than a woman, but I would suggest instead that Molly thinks of the men with whom she is involved (or with whom she might yet be involved) the way an actress thinks of her “leading man”; she is willing to cater to the needs of their performance, but only as a way to assure a more dramatic role of herself.¹⁰

In this reading she is defined as an active actress and conscious of men's gazing after her.

We will interpret Molly not only as a symbolical woman but consider her to be a consumer and a conscious performer and so on, that is to say, we can also find her ordinary human aspects who looks toward advertisements for women and worries about her own performance for men. Why is it possible for us not to doubt of these interpretations? It is because many interpretations depend on aspects of the text in *Ulysses*.

3. What (Who) is Molly Bloom(s)? — Various possibilities of the text in *Ulysses*

The text of *Ulysses* allows us to research it from many various viewpoints. If so, what aspects can be pointed in the text of *Ulysses*? In the first place “Penelope” consists of “eight sentences”. Robert Boyle neatly surmises characteristics of each sentence.

In the ‘Penelope’ chapter, at any rate, the first four sentences are governed principally by the mature Molly, 33 old years old. The second group of four is loosely governed by young Molly, 15-18 years old. The first sentence corresponds somewhat with the fifth, the second with the sixth, and so on. To some extent, each sentence is a unit whose ending echoes its beginning.¹¹

He analyses into characteristics of each sentence minutely. How does the first sentence correspond with the fifth sentence?

The first sentence, beginning with the female word ‘Yes’, begins on 738, with a man’s upsetting demand upon a woman and ends, on 744, with the possibility of brutal men hanging a woman. It deals largely with Bloom, in the City Arms Hotel, his reaction to seeing Boylan’s advances, his questions, his Byronic appearance, his superiority to Breen. The sentence ends with Molly’s mixed feelings about Mrs Maybrick, the husband-poisnor.¹²

Bloom is mainly mentioned in the first sentence. How about the fifth sentence which corresponds to the first sentence?

The fifth sentence, 759-763, begins with Mulvey, his letter of invitation, the Moorish wall, the first passionate kiss, and ends with Bloom making even the passing of

wind difficult. Bloom is foreshadowed in Don Miguel de la Flora (sic);¹³

When Mulvey kissed her under the Moorish Wall in Gibraltar, she told him that she was engaged with “Don Miguel de la Flora” as a fib, but the fib may foreshadow appearing of Bloom and getting married him. Thus the first sentence links to the fifth sentence. However, we cannot judge whether this device will be a Joyce’s design or not. Conversely we can construct our own interpretations freely.

There is another viewpoint of text of *Ulysses*, especially “Penelope”. Dorrit Cohn defines Molly’s monologue as “Autonomous Monologue”.¹⁴ He indicates the characteristics of “Autonomous Monologue”.

Without intending a complete linguistic-stylistic description of the text, I will focus on three features of its language that spring directly from the autonomous monologue form, and at the same time contrast sharply with the language of retrospective narration: 1) the predominance of exclamatory syntax; 2) the avoidance of narrative and reportive tenses; and 3) the non-referential implicitness of the pronoun system.¹⁵

Owing to the three features of “Autonomous Monologue” readers may not read “Penelope” clearly. For example, if we sometimes cannot identify some pronouns, we may be confused on interpretations.

With the points above considered, Karen Lawrence’s consideration hits the mark.

“Penelope” *does* seem to give us a symbol of the life force, but the rest of the book has shown us that same protean life force in its varied manifestations and dramatic possibilities. Finally, *Ulysses* represents the complexity in addition to the wealth of life that defies summation: Molly’s chapter symbolizes the wealth but not the complexity; it ignores the distinctions and discriminations formed and reformed in the book.¹⁶

This reading emphasizes aspects of human life and seems to be a simplistic view. However, readers of *Ulysses* can make up another narrative of Molly Bloom thanks to the thickness and richness of the text of the work. Molly is both a character and whatness.

Text

James Joyce. *Ulysses: The Corrected Text*. Ed. Hans Walter Gabler. New York: Random House, 1986. References of *Ulysses* are cited from this edition.

Notes

1. General Ulysses Grant (1822-85) was president of the United States from 1869 to 1877. He visited Gibraltar on 17 November in 1878.
2. Horatio Jones Sprague was the U.S. consul in Gibraltar from before 1873 to 1902.
3. “complete carnal intercourse, with ejaculation of semen within the natural female organ, having last taken place 5 weeks previous, viz. 27 November 1893,” (17.2278-80).
4. “What preceding series?
Assuming Mulvey to be the first term of his series, Penrose, Bartell d'Arcy, professor Goodwin, Julius Mastiansky, John Henry Menton, Father Bernard Corrigan, a farmer at the Royal Dublin Society's Horse Show, Maggot O'Reilly, Matthew Dillon, Valentine Blake Dillon (Lord Mayor of Dublin), Christopher Callinan, Lenehan, an Italian organgrinder, an unknown gentleman in the Gaiety Theatre, Benjamin Dollard, Simon Dedalus, Andrew (Pisser) Burke, Joseph Cuffe, Wisdom Hely, Alderman John Hooper, Dr Francis Brady, Father Sebastian of Mount Argus, a bootblack at the General Post Office, Hugh E. (Blazes) Boylan and so each and so on to no last term.”(17.2132-42). Mulvey and Boylan can be identified as Molly's lovers, but the others are not. We can find a mishmash of truth and untruth in this list. However, this may be a parody of being accurate reflecting not telling truth by Molly.
5. Gifford, 265.
6. French, 245
7. There is a comment of emphasizing Molly's activeness by Richard Pearce. “Moreover, while many of her recollections and fantasies are passive, even masochistic, Molly is active agent. She asserts her own views, turns Bloom, Blazes, and other Irishmen into objects of her gaze, directs the course of her thoughts, and even argues with her creator — or demands that he stop prying her private life or making her pose as a natural woman in the transparent showcart of his novel. And she breaks through the realistic illusion that supports the reader's imaginative gaze.” (*Molly Blooms*, 46) She is never a passive woman. It is interesting for her to command her creator (James Joyce) something.
8. French, 258
9. *Molly Blooms*, 165.
10. *Molly Blooms*, 205.
11. *James Joyce's “Ulysses”: Critical Essays*, 428-31.
12. *James Joyce's “Ulysses”: Critical Essays*, 428. .
13. *James Joyce's “Ulysses”: Critical Essays*, 428.
14. Dorrit Cohn defines “Autonomous Monologue” as follows. “The comment itself still stands today as the most accurate capsule description we have of the interior monologue as a separate fictional form: a first-person genre that, for the sake of clarity, I will call “*autonomous* interior monologue,” a term that accurately reflects its same-different relationship to the quoted interior monologue. For this autonomous form also, we can again safely drop the second adjective in most instances.” (*Transparent Minds*, 16-7)

15. Cohn, 223.
16. Lawrence, 207.

Bibliography

- Card, James Van Dyck. *An Anatomy of "Penelope"*. Rutherford, Madison, Teaneck: Fairleigh Dickinson University Press, 1984.
- Cohn, Dorrit. *Transparent Minds: Narrative Modes for Presenting Consciousness in Fiction*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1978.
- Derek, Attridge. *Joyce Effects: On Language, Theory, and History*. Cambridge, New York: Cambridge University Press, 2000.
- Ellmann, Richard. *Ulysses on the Liffey*. New York: Oxford University Press, 1972.
- French, Marilyn. *The Book as World: James Joyce's Ulysses*. New York: Paragon House, 1976.
- Gifford, Don. with Robert J. Seidman. "*Ulysses*" *Annotated: Notes for James Joyce's "Ulysses"*. 2nd ed. Berkeley: University of California Press, 1988.
- Hart, Clive, and David Hayman, eds. *James Joyce's "Ulysses": Critical Essays*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1974.
- Kenner, Hugh. *Joyce's Voices*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press, 1978.
- Lawrence, Karen. *The Odyssey Style in "Ulysses"*. Princeton and New Jersey: Princeton University Press, 1981.
- Peake, C.H. *James Joyce: The Citizen and the Artist*. Stanford, California: Stanford University Press, 1977.
- Pearce, Richard, ed. *Molly Blooms: A Polylogue on "Penelope" and Cultural Studies*. Wisconsin, London: The Universe of Wisconsin Press, 1994.
- Raleigh, John Henry. *The Chronicle of Leopold and Molly Bloom: Ulysses as Narrative*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press, 1977.
- Slote, Sam, Marc A. Mamigonian, John Turner. *Annotations to James Joyce's Ulysses*. Oxford: Oxford University Press, 2022.
- Theall, Donald F. *Beyond the Word: Reconstructing Sense in the Joyce Era of Technology, Culture, and Communication*. Toronto, Buffalo, London: University of Toronto Press, 1995.

あとがき

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十六号をお届けします。本号では、法学・教育学・英文学・国文学の分野から四本の論文を収載することができました。日々御多忙のなかで、御投稿いただいた執筆者の方々におかれましては、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

年が明け、朝夕のラッシュアワーや道を行き交う人々の動きをみておりますと、少しずつコロナ禍前の状況に戻りつつあるようです。とはいえ、コロナウィルスの実態は解明されておらず、有効な手立てが確立されていない状態が続いているのも事実です。二〇世紀以来、科学技術の発展による未知なる事象への対応力は飛躍的に増しました。その一方で、年齢を問わず、誰もがいつでも、どこへでも、どのような情報も世界中へ即時に発信できることから「情報洪水」「情報氾濫」を生み出しました。情報を適切に取捨選択できる能力がこれまで以上に要求されることとなります。

人文・社会科学の四学部八学科・専攻で構成された通信教育部は、このような世の中を、多方面から分析できる環境にあります。人文・社会科学をはじめ、諸学問がどれだけ世の中に貢献できるのかも問われています。今後も、分野を問わず議論できる場の一つとして、『研究紀要』に多様な研究成果が収録されることを願っております。

（編集委員 鍋本由徳）

研究紀要

第36号

令和5年3月31日 発行

（非売品）

編集兼発行人

松 重 充 浩

発 行 所

日本大学通信教育部
通信教育研究所

〒102-8005

東京都千代田区九段南4-8-28

電 話 03 (5275) 8890

印刷／日経印刷株式会社

JOURNAL
OF
DISTANCE LEARNING DIVISION
NIHON UNIVERSITY

No.36 Mar. 2023

CONTENTS

Research Articles

KONDO, Kenshi. Rofu Miki and his wife Naka 'Monica': her sincerely support to the poet Rofu.

.....

Research Articles

KOGA, Toru. A Study on Teaching Method for "Theory and Method of Education Utilizing Information and Communication Technology"

NEMOTO, Shinichi. Study on Utility and Abuse of Voluntary Guardianship Contract (Act No.150 of 1999) in the Adult Guardianship System

Research Notes

INO, Keiya. Probing the narrative of Molly Bloom in *Ulysses* (1922)
—As a first step towards researching a device of its narratology—